


【公開版】

日本原燃株式会社
再処理事業変更許可申請書 前後対比表
(添付書類二、添付書類三、添付書類九)

2023年2月17日

 については商業機密の観点から公開できません。

再処理事業変更許可申請書 添付書類二 事業計画 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>イ． 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の 予定時期</p> <p>再処理設備本体等 令和3年度上期 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設 令和3年度上期</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設との 取合いに係る設備 令和4年度上期 第1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟 しゅん工後3年以内</p>	<p>イ． 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の 予定時期</p> <p>別途定められる経過措置の終期までに事業を開始 する。</p>	<p>原子力規制委員会（令和3年4月21日）におけ る標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る 経過措置の考え方を踏まえた事業の開始時期を記 載</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類二 事業計画 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																																																																																																																
<p>ロ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年 内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処 理数量及び取得計画</p> <p>(イ) 予定再処理数量 (注1) (単位：t・U_{Pr})</p> <table border="1" data-bbox="273 472 943 724"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度</th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料</td> <td>48</td> <td>192</td> <td>288</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料</td> <td>32</td> <td>128</td> <td>192</td> <td>640</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 取得計画 (注1) (単位：t・U_{Pr})</p> <table border="1" data-bbox="273 840 943 1092"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度</th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料</td> <td>4</td> <td>48</td> <td>192</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料</td> <td>6</td> <td>32</td> <td>128</td> <td>480</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) t・U_{Pr}は、照射前金属ウラン質量換算である。 (注2) BWRは、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉である。 (注3) PWRは、軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉である。 (注4) (イ)、(ロ)の数値は当社の想定であり、「原子力発電における使用済燃料の再処理等 の実施に関する法律」第45条に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づき 再処理を行う。</p>	種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	48	192	288									(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料	32	128	192	640	800	800	800	800	800	800	800	種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	4	48	192									(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料	6	32	128	480	800	800	800	800	800	800	800	<p>ロ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年 内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処 理数量及び取得計画</p> <p>(イ) 予定再処理数量 (注1) (単位：t・U_{Pr})</p> <table border="1" data-bbox="1219 462 1902 714"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度 (注2)</th> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注3) 発電用BWR使用済 ウラン燃料</td> <td>0</td> <td>70</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>(注4) 発電用PWR使用済 ウラン燃料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 取得計画 (注1) (単位：t・U_{Pr})</p> <table border="1" data-bbox="1219 840 1902 1092"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度 (注2)</th> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注3) 発電用BWR使用済 ウラン燃料</td> <td>0</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>(注4) 発電用PWR使用済 ウラン燃料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) t・U_{Pr}は、照射前金属ウラン質量換算である。 (注2) 現時点における再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む事業年度とした。 (注3) BWRは、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉である。 (注4) PWRは、軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉である。 (注5) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条に規定する 使用済燃料再処理等実施中期計画に基づき再処理を行う。</p>	種類 \ 年度 (注2)	令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	(注3) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	0	70	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	(注4) 発電用PWR使用済 ウラン燃料												種類 \ 年度 (注2)	令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	(注3) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	0	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	(注4) 発電用PWR使用済 ウラン燃料												<p>備考（変更理由等）</p> <p>予定再処理数量および取得計画は、2021年3月31日付けの使用済燃料再処理機構における実施中期計画に基づき、2021年4月1日に届出た再処理施設の使用計画（2021再計発第14号）を反映</p> <p>【今後の変更】</p> <p>2023年1月24日付けの再処理施設の使用計画（2022再計発第305号）を反映</p> <p>なお、実施中期計画は2022年12月26日付けの再処理施設の工事計画変更の届出（2022再計発第260号）に伴い、今後見直される予定</p> <p>イ. 項の事業の開始時期を踏まえ、記載の見直し</p> <p>ロ. (イ)(ロ)は、実施中期計画に基づく記載とするため見直し</p>
種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																																																																																																																																							
(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	48	192	288																																																																																																																																															
(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料	32	128	192	640	800	800	800	800	800	800	800																																																																																																																																							
種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																																																																																																																																							
(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	4	48	192																																																																																																																																															
(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料	6	32	128	480	800	800	800	800	800	800	800																																																																																																																																							
種類 \ 年度 (注2)	令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																							
(注3) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	0	70	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定																																																																																																																																							
(注4) 発電用PWR使用済 ウラン燃料																																																																																																																																																		
種類 \ 年度 (注2)	令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																							
(注3) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	0	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定																																																																																																																																							
(注4) 発電用PWR使用済 ウラン燃料																																																																																																																																																		

再処理事業変更許可申請書 添付書類二 事業計画 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																																								
<p>ハ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における製品の種類の予定生産量</p> <p>(イ) 製品の種類 ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物（ウランとプルトニウムの質量混合比は1対1） なお、上記製品中の原子核分裂生成物の含有率は、下記 a. に示す核種の総計で下記 b. に示す値以下とする。</p> <p>a. 核種 ジルコニウム－95 ニオブ－95 ルテニウム－103 ルテニウム－106 セシウム－137 セリウム－144</p> <p>b. 含有率 金属ウラン1g当たり上記a. の核種の総計で1.85×10^4 Bq以下。 金属プルトニウム1g当たり上記a. の核種の総計で4.44×10^5 Bq以下。</p> <p>(ロ) 予定生産量</p> <table border="1" data-bbox="243 1113 1020 1402"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度</th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン酸化物 (注1) (t・U)</td> <td>73</td> <td>293</td> <td>439</td> <td>586</td> <td>732</td> <td>732</td> <td>732</td> <td>732</td> <td>732</td> <td>732</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物 (注2) (t・(U+Pu))</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) t・Uは金属ウラン質量換算である。 (注2) t・(U+Pu)は、金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算である。 (注3) (ロ)の数値は当社の想定である。</p>	種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	ウラン酸化物 (注1) (t・U)	73	293	439	586	732	732	732	732	732	732	732	ウラン・プルトニウム混合酸化物 (注2) (t・(U+Pu))	1	6	6	11	14	14	14	14	14	14	14	<p>ハ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における製品の種類の予定生産量</p> <p>(イ) 製品の種類 ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物（ウランとプルトニウムの質量混合比は1対1） なお、上記製品中の原子核分裂生成物の含有率は、下記 a. に示す核種の総計で下記 b. に示す値以下とする。</p> <p>a. 核種 ジルコニウム－95 ニオブ－95 ルテニウム－103 ルテニウム－106 セシウム－137 セリウム－144</p> <p>b. 含有率 金属ウラン1g当たり上記a. の核種の総計で1.85×10^4 Bq以下。 金属プルトニウム1g当たり上記a. の核種の総計で4.44×10^5 Bq以下。</p> <p>(ロ) 予定生産量</p> <table border="1" data-bbox="1202 1102 1967 1346"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度 (注1)</th> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン酸化物 (注2) (t・U)</td> <td>0</td> <td>64</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物 (注3) (t・(U+Pu))</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 現時点における再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む事業年度とした。 (注2) t・Uは金属ウラン質量換算である。 (注3) t・(U+Pu)は、金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算である。 (注4) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づき再処理を行う。</p>	種類 \ 年度 (注1)	令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	ウラン酸化物 (注2) (t・U)	0	64	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	ウラン・プルトニウム混合酸化物 (注3) (t・(U+Pu))	0	1	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	<p>予定生産量は、ロ. (イ) 予定再処理量に応じた生産量となるため、ロ. (イ)と同様に見直し</p> <p>【今後の変更】 ロ. (イ)と同様に見直し</p> <p>イ. 項の事業の開始時期を踏まえ、記載の見直し</p> <p>ハ. (ロ)は、実施中期計画に基づく記載とするため見直し</p>
種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																																																															
ウラン酸化物 (注1) (t・U)	73	293	439	586	732	732	732	732	732	732	732																																																															
ウラン・プルトニウム混合酸化物 (注2) (t・(U+Pu))	1	6	6	11	14	14	14	14	14	14	14																																																															
種類 \ 年度 (注1)	令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																																																															
ウラン酸化物 (注2) (t・U)	0	64	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定																																																															
ウラン・プルトニウム混合酸化物 (注3) (t・(U+Pu))	0	1	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定																																																															

再処理事業変更許可申請書 添付書類二 事業計画 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																						
<p>ニ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画</p> <p>(イ) 工事に要する資金の額</p> <table border="1" data-bbox="290 388 1015 485"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額（億円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規制基準</td> <td>7,043</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 工事に要する資金の調達計画</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="290 598 1026 909"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 ～30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,043</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調達計画</td> <td>自己資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借入金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,043</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,043</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの料金の前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたもの。「使用済燃料再処理役務委託契約」に基づき、使用済燃料再処理機構より、再処理施設を維持及び管理することの対価としての基本料金に加え、役務の対価としての従量料金が支払われる。</p> <p>ニ. (ロ)に記載の工事に要する資金は、使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金の前受金と金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金（注）により返済を行う。</p> <p>借入金に関しては、過去20年の間に単年度で最大1,860億円の資金調達実績があり、調達は十分可能なものであり、資金調達能力を有している。</p> <p>（注）再処理の事業の開始の日以降に、工事資金を含めた再処理施設を維持及び管理する費用の一環として、使用済燃料再処理機構から当社に対して支払われるもの。</p>		金額（億円）	新規制基準	7,043	年度	平成 ～30	令和 1	2	3	合計	工事資金					7,043	調達計画	自己資金				0	借入金等				7,043	合計				7,043	備考	借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの料金の前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。					<p>ニ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画</p> <p style="color: red;">本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない。</p>	<p>工事は発生せず、資金調達を要しないため見直し</p>
	金額（億円）																																							
新規制基準	7,043																																							
年度	平成 ～30	令和 1	2	3	合計																																			
工事資金					7,043																																			
調達計画	自己資金				0																																			
	借入金等				7,043																																			
	合計				7,043																																			
備考	借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの料金の前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。																																							

再処理事業変更許可申請書 添付書類二 事業計画 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																																																																																																								
<p>ホ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p>(イ) 資金計画</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="246 451 1032 777"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>令和</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">需要</td> <td>工事資金</td> <td colspan="12" rowspan="12" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>債務償還</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調達</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>減価償却費等</td> </tr> <tr> <td>借入金等</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> <tr> <td>繰越金の累計</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="12">工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 事業の収支見積り</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="246 882 1032 1176"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>令和</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">収 益</td> <td colspan="12" rowspan="12" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総 費 用</td> <td>製造原価</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> </tr> <tr> <td>支払利息等</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">損 益</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">損益の累計</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> <td colspan="12"></td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ. (イ)に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については「使用済燃料再処理役務委託契約」に基づき使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金により返済を行う。</p> <p>再処理の事業の開始の日以降は、基本料金に加え、再処理等の役務に対し、役務量に応じた従量料金が支払われる。</p>	年度		令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	需要	工事資金													債務償還	計	調達	資本金	減価償却費等	借入金等	計	繰越金の累計													備考	工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。												年度		令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	収 益														総 費 用	製造原価	一般管理費	支払利息等	計	損 益														損益の累計														備 考														<p>ホ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p style="color: red;">本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない。</p>	<p>工事は発生しないため見直し</p> <p>【今後の変更】</p> <p>工事は発生せず、資金を要しないものの、再処理事業開始以降も事業遂行に係る資金計画等に影響がないことを示すため、2022年12月26日付けの再処理施設の工事計画変更の届出（2022再計発第260号）に伴い、再処理施設の事業開始以後10年内の資金計画および事業の収支見積りを変更する</p>
年度		令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																																																																																																																													
需要	工事資金																																																																																																																																									
	債務償還																																																																																																																																									
	計																																																																																																																																									
調達	資本金																																																																																																																																									
	減価償却費等																																																																																																																																									
	借入金等																																																																																																																																									
計																																																																																																																																										
繰越金の累計																																																																																																																																										
備考	工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。																																																																																																																																									
年度														令和	3	4													5	6	7	8	9	10	11	12	13																																																																																																					
収 益																																																																																																																																										
総 費 用	製造原価																																																																																																																																									
	一般管理費																																																																																																																																									
	支払利息等																																																																																																																																									
	計																																																																																																																																									
損 益																																																																																																																																										
損益の累計																																																																																																																																										
備 考																																																																																																																																										

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>イ. 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるものの概要</p> <p>本変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるものはない。</p> <p>ロ. 変更に係る主たる技術者の履歴</p> <p>当社は、新卒採用した技術者を当社施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事させることにより、また、原子力発電所の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を積んだ電力会社、我が国唯一の再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する日本原子力研究開発機構、原子力発電所を始めとする原子力施設の設計及び工事の経験を有するメーカー、エンジニアリング各社からの移籍等により、原子力工学、核燃料工学、放射線管理、土木工学、建築工学等の専門的知識及び経験を有する技術者を擁している。</p> <p>本変更に係る当社の主たる技術者及びその履歴は、第1表に示すとおりである。</p>	<p>イ. 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるものの概要</p> <p>本変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるものはない。</p> <p>ロ. 変更に係る主たる技術者の履歴</p> <p>当社は、新卒採用した技術者を当社施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事させることにより、また、原子力発電所の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を積んだ電力会社、我が国唯一の再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する日本原子力研究開発機構、原子力発電所を始めとする原子力施設の設計及び工事の経験を有するメーカー、エンジニアリング各社からの移籍等により、原子力工学、核燃料工学、放射線管理、土木工学、建築工学等の専門的知識及び経験を有する技術者を擁している。</p> <p>本変更に係る当社の主たる技術者及びその履歴は、第1表に示すとおりである。</p>	<p>変更なし</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）														
<p style="text-align: center;">第1表 主たる技術者の履歴 (令和2年3月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津幡 俊</td> <td>昭和29年7月1日生 昭和52年3月 東北大学工学部卒 昭和52年4月 東北電力株式会社入社 平成21年6月 同 社 執行役員東通原子力発電所長 平成24年6月 同 社 上席執行役員女川原子力発電所長 平成26年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員青森総合本部長 平成28年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員青森代表青森総合本部長 平成29年2月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、C T O、青森代表、青森総合本部長 平成29年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、青森代表、青森総合本部長 平成30年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、再処理事業部長、安全担当 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)</td> </tr> <tr> <td>武井 一浩</td> <td>昭和31年1月13日生 昭和56年3月 東京工業大学大学院原子核工学専攻修士課程修了 昭和56年4月 東京電力株式会社入社 平成12年7月 同 社 柏崎刈羽原子力発電所技術部長 平成16年7月 同 社 本店原子力運営管理部運転総括グループマネージャー 平成18年7月 同 社 栃木支店栃木北支社長 平成21年6月 同 社 本店原子燃料サイクル部長 平成23年12月 同 社 本店原子力運営管理部長 平成25年7月 東京パワーテクノロジー株式会社執行役員 原子力事業部原子力改革推進担当 平成26年4月 株式会社オー・シー・エル代表取締役社長 平成29年2月 当 社 常務執行役員安全・品質本部長 平成30年6月 当 社 専務執行役員安全・品質本部長 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)</td> </tr> <tr> <td>松田 孝司</td> <td>昭和33年7月19日生 昭和56年3月 東京工業大学工学部化学工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年11月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成10年10月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部精製課長（副部長） 平成19年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部部長（化学処理担当） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成26年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成27年6月 当 社 取締役執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成29年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部再処理工場長 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（核物質管理、防災管理、技術評価） 平成31年2月 当 社 常務執行役員技術本部長 (核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	津幡 俊	昭和29年7月1日生 昭和52年3月 東北大学工学部卒 昭和52年4月 東北電力株式会社入社 平成21年6月 同 社 執行役員東通原子力発電所長 平成24年6月 同 社 上席執行役員女川原子力発電所長 平成26年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員青森総合本部長 平成28年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員青森代表青森総合本部長 平成29年2月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、C T O、青森代表、青森総合本部長 平成29年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、青森代表、青森総合本部長 平成30年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、再処理事業部長、安全担当 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)	武井 一浩	昭和31年1月13日生 昭和56年3月 東京工業大学大学院原子核工学専攻修士課程修了 昭和56年4月 東京電力株式会社入社 平成12年7月 同 社 柏崎刈羽原子力発電所技術部長 平成16年7月 同 社 本店原子力運営管理部運転総括グループマネージャー 平成18年7月 同 社 栃木支店栃木北支社長 平成21年6月 同 社 本店原子燃料サイクル部長 平成23年12月 同 社 本店原子力運営管理部長 平成25年7月 東京パワーテクノロジー株式会社執行役員 原子力事業部原子力改革推進担当 平成26年4月 株式会社オー・シー・エル代表取締役社長 平成29年2月 当 社 常務執行役員安全・品質本部長 平成30年6月 当 社 専務執行役員安全・品質本部長 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)	松田 孝司	昭和33年7月19日生 昭和56年3月 東京工業大学工学部化学工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年11月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成10年10月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部精製課長（副部長） 平成19年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部部長（化学処理担当） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成26年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成27年6月 当 社 取締役執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成29年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部再処理工場長 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（核物質管理、防災管理、技術評価） 平成31年2月 当 社 常務執行役員技術本部長 (核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者)	<p style="text-align: center;">第1表 主たる技術者の履歴 (令和3年12月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮越 裕久</td> <td>昭和35年10月3日生 昭和58年3月 京都大学工学部原子核工学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成26年6月 同 社 東京支社副支社長 平成28年6月 同 社 原子力事業本部美浜発電所長 平成30年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価）、再処理工場副工場長（保全） 平成31年2月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価、保全） 令和元年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価、保全） 令和2年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部長 (原子炉主任技術者)</td> </tr> <tr> <td>松田 孝司</td> <td>昭和33年7月19日生 昭和56年3月 東京工業大学工学部化学工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年11月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成10年10月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部精製課長（副部長） 平成19年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部部長（化学処理担当） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成26年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成27年6月 当 社 取締役執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成29年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部再処理工場長 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（核物質管理、防災管理、技術評価） 平成31年2月 当 社 常務執行役員技術本部長 令和2年6月 当 社 常務執行役員技術本部長、エンジニアリングセンター長 令和3年6月 当 社 常務執行役員再処理・MOX燃料加工安全設計総括、技術委員会担当 (核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	宮越 裕久	昭和35年10月3日生 昭和58年3月 京都大学工学部原子核工学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成26年6月 同 社 東京支社副支社長 平成28年6月 同 社 原子力事業本部美浜発電所長 平成30年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価）、再処理工場副工場長（保全） 平成31年2月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価、保全） 令和元年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価、保全） 令和2年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部長 (原子炉主任技術者)	松田 孝司	昭和33年7月19日生 昭和56年3月 東京工業大学工学部化学工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年11月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成10年10月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部精製課長（副部長） 平成19年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部部長（化学処理担当） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成26年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成27年6月 当 社 取締役執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成29年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部再処理工場長 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（核物質管理、防災管理、技術評価） 平成31年2月 当 社 常務執行役員技術本部長 令和2年6月 当 社 常務執行役員技術本部長、エンジニアリングセンター長 令和3年6月 当 社 常務執行役員再処理・MOX燃料加工安全設計総括、技術委員会担当 (核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者)	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異 【今後の変更】 補正時点に更新</p> <p>（以降、第1表について同様であるため、「添付書類三 技術的能力-2と同様」と記載）</p>
氏名	履歴															
津幡 俊	昭和29年7月1日生 昭和52年3月 東北大学工学部卒 昭和52年4月 東北電力株式会社入社 平成21年6月 同 社 執行役員東通原子力発電所長 平成24年6月 同 社 上席執行役員女川原子力発電所長 平成26年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員青森総合本部長 平成28年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員青森代表青森総合本部長 平成29年2月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、C T O、青森代表、青森総合本部長 平成29年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、青森代表、青森総合本部長 平成30年6月 当 社 代表取締役副社長副社長執行役員、再処理事業部長、安全担当 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)															
武井 一浩	昭和31年1月13日生 昭和56年3月 東京工業大学大学院原子核工学専攻修士課程修了 昭和56年4月 東京電力株式会社入社 平成12年7月 同 社 柏崎刈羽原子力発電所技術部長 平成16年7月 同 社 本店原子力運営管理部運転総括グループマネージャー 平成18年7月 同 社 栃木支店栃木北支社長 平成21年6月 同 社 本店原子燃料サイクル部長 平成23年12月 同 社 本店原子力運営管理部長 平成25年7月 東京パワーテクノロジー株式会社執行役員 原子力事業部原子力改革推進担当 平成26年4月 株式会社オー・シー・エル代表取締役社長 平成29年2月 当 社 常務執行役員安全・品質本部長 平成30年6月 当 社 専務執行役員安全・品質本部長 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)															
松田 孝司	昭和33年7月19日生 昭和56年3月 東京工業大学工学部化学工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年11月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成10年10月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部精製課長（副部長） 平成19年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部部長（化学処理担当） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成26年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成27年6月 当 社 取締役執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成29年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部再処理工場長 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（核物質管理、防災管理、技術評価） 平成31年2月 当 社 常務執行役員技術本部長 (核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者)															
氏名	履歴															
宮越 裕久	昭和35年10月3日生 昭和58年3月 京都大学工学部原子核工学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成26年6月 同 社 東京支社副支社長 平成28年6月 同 社 原子力事業本部美浜発電所長 平成30年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価）、再処理工場副工場長（保全） 平成31年2月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価、保全） 令和元年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工統括、コスト評価、保全） 令和2年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部長 (原子炉主任技術者)															
松田 孝司	昭和33年7月19日生 昭和56年3月 東京工業大学工学部化学工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年11月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成10年10月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第二部精製施設課課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部精製課長（副部長） 平成19年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部部長（化学処理担当） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成26年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成27年6月 当 社 取締役執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（グループ経営） 平成29年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部再処理工場長 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長（核物質管理、防災管理、技術評価） 平成31年2月 当 社 常務執行役員技術本部長 令和2年6月 当 社 常務執行役員技術本部長、エンジニアリングセンター長 令和3年6月 当 社 常務執行役員再処理・MOX燃料加工安全設計総括、技術委員会担当 (核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者)															

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
小田 英紀	昭和32年11月22日生 昭和58年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修士課程修了 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成22年6月 同 社 原子力事業本部原子燃料部門 原燃計画グループマネジャー 平成23年6月 電気事業連合会原子力部部長 平成25年6月 当 社 理事経営本部原価管理部長兼経営本部部長 (経営戦略) 平成27年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長（事業戦略）、 経営本部原価管理部長、再処理事業部・担任 (原価契約) 平成28年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長 (事業戦略、経理、国際業務)、 再処理事業部・担任（原価管理） 平成29年6月 当 社 執行役員経営本部副本部長 (事業総括、経理、国際業務)、 再処理事業部・担任（原価管理） 平成29年10月 当 社 執行役員経営本部副本部長 (事業総括、経理、国際業務)、 再処理事業部・担任（原価管理）、 安全・品質本部・担任（保安監視） 平成30年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長 (総括、再処理事業部、品質保証) (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)	大柿 一史	昭和33年1月14日生 昭和57年3月 東京大学大学院工学系研究科原子力工学専攻修士課程修了 昭和57年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成21年6月 当 社 品質保証室品質保証部長 平成26年6月 当 社 理事安全本部安全技術部長 平成27年4月 当 社 理事安全本部安全技術部長、 エンジニアリングセンタープロジェクト部部長 平成28年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（技術総括、運営管理）、 品質保証部長 平成29年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（技術総括） 平成30年6月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（安全推進）、 安全推進部長 令和元年6月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（安全推進）、 安全推進部長、技術委員会担当 令和3年6月 当 社 常務執行役員技術本部長、 エンジニアリングセンター長 (第1種放射線取扱主任者)	
鶴来 俊弘	昭和33年8月21日生 昭和58年3月 東京大学大学院工学系研究科航空学専門課程修了 昭和58年4月 中部電力株式会社入社 平成17年7月 同 社 東京支社副支社長 平成20年7月 同 社 本店浜岡原子力総合事務所浜岡原子力発電所 品質保証・検査部長 平成23年7月 同 社 本店原子力本部原子力部部長 平成24年12月 同 社 本店原子力本部原子力部部長、 品質保証グループ長（部長） 平成25年7月 同 社 本店原子力本部原子力部部長 平成29年2月 当 社 執行役員監査室長 令和元年6月 当 社 常務執行役員監査室長 (原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者)	藤田 元久	昭和32年10月1日生 昭和57年3月 東京大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和57年4月 関西電力株式会社入社 平成7年6月 同 社 美浜発電所安全技術課長 平成9年6月 同 社 美浜発電所安全管理課長 平成10年6月 同 社 関西電力ニューヨーク事務所副所長（ワシントンD.C.駐在） 平成13年6月 同 社 原子力事業本部原燃輸送グループマネジャー 平成14年6月 同 社 原子力事業本部原燃サイクルグループマネジャー 平成15年6月 同 社 原子力事業本部燃料技術グループチーフマネジャー 平成19年6月 当 社 燃料製造事業準備室燃料製造部部長 平成22年10月 当 社 燃料製造事業部燃料製造計画部長 平成23年6月 公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター常務理事 平成25年6月 当 社 理事燃料製造事業部部長兼 燃料製造技術部輸送グループリーダー 平成27年6月 当 社 執行役員濃縮事業部長代理 平成28年2月 当 社 執行役員濃縮事業部長代理、濃縮機器製造工場長 平成28年6月 当 社 執行役員燃料製造事業部長代理 平成30年6月 当 社 執行役員燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 令和2年6月 当 社 執行役員監査室長 (原子炉主任技術者)	
宮越 裕久	昭和35年10月3日生 昭和58年3月 京都大学工学部原子核工学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成26年6月 同 社 東京支社副支社長 平成28年6月 同 社 原子力事業本部美浜発電所長 平成30年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長 (しゅん工統括、コスト評価)、 再処理工場副工場長（保安） 平成31年2月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長 (しゅん工統括、コスト評価、保安) 令和元年6月 当 社 常務執行役員再処理事業部副事業部長 (しゅん工統括、コスト評価、保安) (原子炉主任技術者)			

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
越智 英治	昭和29年6月2日生 昭和53年3月 北海道大学理学部化学第二学科卒 昭和53年4月 非破壊検査株式会社入社 昭和56年4月 日立造船株式会社入社 昭和62年1月 日本原燃サービス株式会社入社 平成9年6月 当社 本社再処理建設部再処理設計課長 平成11年6月 当社 再処理事業部再処理計画部 技術グループリーダー（課長） 平成12年7月 当社 再処理事業部再処理計画部 技術グループリーダー（副部長） 平成19年7月 当社 再処理事業部再処理計画部 技術グループリーダー（部長） 平成21年7月 当社 再処理事業部再処理計画部部長 平成22年6月 当社 理事再処理事業部再処理計画部部長 平成24年6月 当社 理事再処理事業部部長（設計技術） 平成24年10月 当社 理事再処理事業部部長（設計技術）兼施設建設部長 平成24年12月 当社 理事再処理事業部エンジニアリングセンター長 平成26年8月 当社 理事再処理事業部エンジニアリングセンター長兼再処理計画部部長（新規制基準） 平成27年6月 当社 執行役員再処理事業部副事業部長（新規制基準） 平成29年6月 当社 執行役員再処理事業部副事業部長（新規制基準），再処理事業部エンジニアリングセンター長 平成31年2月 当社 執行役員再処理事業部副事業部長（新基準設計），技術本部エンジニアリングセンター長	森 鐘太郎	昭和34年3月12日生 昭和58年3月 京都大学工学部冶金学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成20年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原燃品質・安全グループチーフマネジャー 平成23年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 品質保証グループチーフマネジャー 平成26年6月 同社 総合企画本部原子力・安全品質推進部門 原子力・安全品質推進部長 平成28年6月 同社 経営企画室原子力安全推進担当部長 平成29年2月 当社 執行役員安全・品質本部副本部長（品質保証） 平成30年6月 当社 執行役員安全・品質本部副本部長（品質保証），経営企画本部副本部長（原子燃料サイクル戦略） 令和元年6月 当社 執行役員安全・品質本部副本部長（品質保証） 令和3年6月 当社 執行役員安全・品質本部長（原子炉主任技術者）	
金谷 賢生	昭和30年4月17日生 昭和56年3月 京都大学大学院工学研究科土木工学専攻修了 昭和56年4月 関西電力株式会社入社 平成7年6月 同社 土木建築室原子力・火力地点チーム課長 平成9年12月 同社 金居原水力発電所建設準備所附 平成11年6月 同社 土木建築室水力開発課課長 平成12年6月 同社 土木建築室土木建設グループマネジャー 平成16年6月 同社 土木建築室原子力土木建築グループマネジャー 平成17年7月 同社 土木建築室原子力土木建築グループチーフマネジャー 平成24年6月 同社 土木建築室土木部長 平成26年6月 当社 理事再処理事業部部長（土木建築） 平成26年8月 当社 理事再処理事業部部長（土木建築）兼土木建築部部長（新規制基準） 平成27年6月 当社 執行役員再処理事業部副事業部長（土木建築） 平成28年5月 当社 執行役員再処理事業部副事業部長（土木建築），燃料製造事業部副事業部長（土木建築） 平成31年2月 当社 執行役員技術本部副本部長（土木建築），再処理事業部副事業部長（土木建築），燃料製造事業部副事業部長（土木建築）	榎 信弘	昭和35年10月21日生 昭和58年3月 北海道大学工学部卒 昭和58年4月 北海道電力株式会社入社 平成26年7月 同社 執行役員原子力部長 平成29年6月 同社 執行役員発電本部副本部長（原子力安全担当） 平成29年7月 同社 上席執行役員発電本部副本部長（原子力安全担当） 平成30年4月 同社 上席執行役員原子力事業統括部長補佐 平成30年7月 同社 執行役員原子力事業統括部長補佐 令和2年6月 当社 執行役員東京支社長，地域・広報本部副本部長（東京報道） 令和3年6月 当社 執行役員安全・品質本部副本部長（安全推進）（核燃料取扱主任者，原子炉主任技術者）	
		大久保 章	昭和35年4月26日生 昭和54年3月 長野県立駒ヶ根工業高校卒 昭和54年4月 中部電力株式会社入社 平成23年5月 中部電力労働組合本部執行委員長 平成29年9月 全国電力関連産業労働組合総連合会長代理 令和元年10月 当社 理事業務推進本部本部長代理 令和2年6月 当社 執行役員調達室長	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
溝部 日出夫	昭和33年1月1日生 昭和56年3月 九州大学工学部（機械）卒 昭和56年4月 中国電力株式会社入社 平成22年2月 同 社 電源事業本部専任部長（原子力建設） 平成23年6月 同 社 電源事業本部部長（原子力建設）、 上関原子力立地プロジェクト部長（建設） 平成25年6月 同 社 執行役員電源事業本部部長（原子力建設）、 上関原子力立地プロジェクト部長（建設） 平成28年6月 当 社 執行役員燃料製造事業部燃料製造建設所長 平成29年6月 当 社 執行役員地域・業務本部副本部長 （情報システム企画、輸送管理） 平成30年6月 当 社 執行役員業務推進本部副本部長 （情報システム企画、輸送管理） 平成31年2月 当 社 執行役員技術本部副本部長（情報システム企画、輸送管理） 令和元年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長 （新検査制度、システム開発、安全管理） （原子炉主任技術者）	岡村 泰治	昭和33年10月11日生 昭和56年3月 東京大学工学部原子力工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成10年4月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター 放射線管理部放射線管理課長 平成15年7月 当 社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長（副部長） 平成18年7月 当 社 再処理事業部再処理工場技術部副部長 平成21年7月 当 社 再処理事業部放射線管理部部長 平成22年6月 当 社 再処理事業部放射線管理部部長 平成25年4月 当 社 安全技術室環境管理センター長 平成26年6月 当 社 安全本部環境管理センター長 平成26年7月 当 社 安全本部環境管理センター長兼 放射線安全グループリーダー（部長） 平成27年7月 当 社 理事安全本部副本部長兼環境管理センター長 平成28年2月 当 社 理事再処理事業部放射線管理部部長兼 安全本部副本部長兼環境管理センター長 平成28年6月 当 社 理事安全・品質本部副本部長兼安全・品質計画部長 平成29年2月 当 社 理事安全・品質本部副本部長（安全推進）兼 安全推進部長 平成30年6月 当 社 理事安全・品質本部副本部長 （放射線安全、環境管理センター） 令和3年7月 当 社 理事安全・品質本部副本部長 （放射線安全、環境管理センター、カイゼン責任者） （第1種放射線取扱主任者）	
大柿 一史	昭和33年1月14日生 昭和57年3月 東京大学大学院工学系研究科原子力工学専攻修士課程修了 昭和57年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成10年7月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター 技術部技術課長 平成13年8月 当 社 再処理事業部貯蔵管理センター管理部管理課長 平成15年1月 当 社 再処理事業部貯蔵管理センター技術部管理課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場技術部副部長 平成18年7月 当 社 再処理事業部放射線管理部副部長兼 再処理工場技術部副部長 平成21年6月 当 社 品質保証室品質保証部長 平成23年6月 当 社 品質保証室品質保証部長兼安全技術室安全技術部部長 平成24年6月 当 社 安全技術室安全技術部長兼安全技術グループリーダー 平成25年8月 当 社 安全技術室安全技術部長 平成26年6月 当 社 理事安全本部安全技術部長 平成26年8月 当 社 理事安全本部安全技術部長兼 再処理事業部再処理計画部部長（新規制基準） 平成27年4月 当 社 理事安全本部安全技術部長兼 再処理事業部再処理計画部部長（新規制基準）兼 エンジニアリングセンタープロジェクト部部長 平成28年2月 当 社 理事安全本部安全技術部長兼 再処理事業部エンジニアリングセンター プロジェクト部部長 平成28年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（技術総括、運営管理）、 再処理事業部品質保証部長 平成29年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（技術総括） 平成30年6月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（安全推進）、 安全推進部長 令和元年6月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（安全推進）、 安全推進部長、技術委員会担当 （第1種放射線取扱主任者）	大久保 哲朗	昭和43年11月29日生 平成3年3月 神戸商船大学商船学部原子力学科卒 平成3年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 平成17年4月 日本原燃株式会社入社 平成26年7月 当 社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部 ガラス固化課課長 平成27年6月 当 社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部 ガラス固化課長 平成28年9月 当 社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長 平成28年12月 当 社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長兼 貯蔵管理課長 平成29年2月 当 社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長 平成29年4月 当 社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長兼 ガラス固化課長 平成30年6月 当 社 理事再処理事業部再処理工場副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長兼 エンジニアリングセンター設計部部長 平成31年2月 当 社 理事再処理事業部再処理工場副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長兼新基準設計部部長 令和元年6月 当 社 理事再処理事業部部長（設工認統括） 令和2年4月 当 社 理事再処理事業部部長（設工認統括）兼新基準設計部部長 令和2年6月 当 社 理事再処理事業部副事業部長（設工認統括補佐） 令和3年6月 当 社 理事安全・品質本部安全推進部長 令和3年7月 当 社 理事安全・品質本部安全推進部長兼 安全・品質本部部長（カイゼン）	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
森 鐘太郎	昭和34年3月12日生 昭和58年3月 京都大学工学部冶金学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成20年6月 同 社 原子力事業本部原子燃料部門 原燃品質・安全グループチーフマネジャー 平成23年6月 同 社 原子力事業本部原子力発電部門 品質保証グループチーフマネジャー 平成26年6月 同 社 総合企画本部原子力・安全品質推進部門 原子力・安全品質推進部長 平成28年6月 同 社 経営企画室原子力安全推進担当部長 平成29年2月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（品質保証） 平成30年6月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（品質保証）、 経営企画本部副本部長（原子燃料サイクル戦略） 令和元年6月 当 社 執行役員安全・品質本部副本部長（品質保証） （原子炉主任技術者）	鈴木 克彦	昭和39年1月22日生 昭和63年3月 東北大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 昭和63年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成16年7月 当 社 経営企画室企画部事業戦略グループリーダー（課長） 平成21年7月 当 社 経営企画室企画部 事業戦略グループリーダー（副部長） 平成22年7月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部副部長（分析） 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場分析部長 平成27年7月 当 社 理事経営本部企画部長 平成29年2月 当 社 理事安全・品質本部品質保証部長 平成29年5月 当 社 理事安全・品質本部品質保証部長兼 経営本部人事部長（品質保証統括） 平成30年6月 当 社 理事安全・品質本部品質保証部長兼 業務推進本部人事部長（品質保証統括） 令和元年6月 当 社 理事安全・品質本部品質保証部長 令和2年6月 当 社 理事再処理事業部副事業部長（再処理計画、品質保証） （核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	
山田 立哉	昭和36年2月11日生 昭和61年3月 北海道大学大学院工学研究科原子工学専攻修士課程修了 昭和61年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成13年7月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所建設管理部課長 平成13年8月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所管理部課長 平成14年4月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所管理部 管理グループリーダー（課長） 平成14年7月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所技術部 管理グループリーダー（課長） 平成15年1月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所技術部管理課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場技術部管理課長兼 品質管理部作業安全課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場技術部管理課長 平成21年6月 当 社 再処理事業部再処理工場技術部管理課長兼 技術部副部長 平成21年7月 当 社 再処理事業部再処理計画部 計画グループリーダー（副部長）兼 再処理工場技術部管理課長兼技術部副部長 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理計画部部長兼 計画グループリーダー（部長） 平成24年7月 当 社 再処理事業部再処理計画部部長（事業戦略） 平成24年12月 当 社 経営企画室企画部部長 平成25年6月 当 社 経営本部企画部部長 平成25年8月 当 社 経営本部企画部部長兼再処理事業部部長（新規制基準） 平成26年7月 当 社 経営本部部長 平成27年6月 当 社 理事再処理事業部再処理計画部長 平成29年2月 当 社 理事経営本部企画部長 平成30年2月 当 社 理事経営本部企画部長兼企画部人材育成センター 準備グループリーダー（部長） 平成30年5月 当 社 理事再処理事業部副事業部長（しゅん工総括） 平成30年6月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長（しゅん工総括） 平成31年2月 当 社 執行役員再処理事業部副事業部長 （しゅん工総括、安全管理、防災管理） 令和元年6月 当 社 執行役員技術本部副本部長 （技術管理、情報システム企画、輸送管理） （第1種放射線取扱主任者）			

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
岡村 泰治	昭和33年10月11日生 昭和56年3月 東京大学工学部原子力工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成10年4月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター放射線管理部放射線管理課長 平成15年7月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長（副部長） 平成18年7月 当社 再処理事業部再処理工場技術部副部長 平成21年7月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成22年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成25年4月 当社 安全技術室環境管理センター長 平成26年6月 当社 安全本部環境管理センター長 平成26年7月 当社 安全本部環境管理センター長兼放射線安全グループリーダー（部長） 平成27年7月 当社 理事安全本部副本部長兼環境管理センター長 平成28年2月 当社 理事再処理事業部放射線管理部部長兼安全本部副本部長兼環境管理センター長 平成28年6月 当社 理事安全・品質本部副本部長兼安全・品質計画部長 平成29年2月 当社 理事安全・品質本部副本部長（安全推進）兼安全推進部長 平成30年6月 当社 理事安全・品質本部副本部長（放射線安全、環境管理センター） （第1種放射線取扱主任者）	小谷 美樹	昭和34年5月22日生 昭和53年3月 鹿児島県立鹿児島工業高等学校機械科卒 昭和53年4月 動力が・核燃料開発事業団入団 平成23年10月 日本原燃株式会社入社 平成23年10月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成26年6月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼警備課長兼濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部警備課長兼埋設事業部低レベル放射性廃棄物埋設センター警備課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成26年7月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成26年12月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼情報セキュリティグループ（課長）兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成27年7月 当社 再処理事業部核物質管理部副部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所副部長 平成28年3月 当社 再処理事業部核物質管理部副部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所副部長兼再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部核物質管理部副部長（核セキュリティ）兼再処理計画部副部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所副部長 平成29年4月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 平成31年2月 当社 再処理事業部核物質管理部部長兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長兼技術本部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長兼技術本部部長 令和2年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（核物質管理、放射線管理）	
鈴木 克彦	昭和39年1月22日生 昭和63年3月 東北大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 昭和63年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成16年7月 当社 経営企画室企画部事業戦略グループリーダー（課長） 平成21年7月 当社 経営企画室企画部事業戦略グループリーダー（副部長） 平成22年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部副部長（分析） 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長 平成27年7月 当社 理事経営企画部部長 平成29年2月 当社 理事安全・品質本部品質保証部長 平成29年5月 当社 理事安全・品質本部品質保証部長兼経営本部人事部長（品質保証統括） 平成30年6月 当社 理事安全・品質本部品質保証部長兼業務推進本部人事部長（品質保証統括） 令和元年6月 当社 理事安全・品質本部品質保証部長（核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	古川 栄一	昭和33年2月10日生 昭和55年3月 慶應義塾大学工学部機械工学科卒 昭和55年4月 東北電力株式会社入社 平成31年2月 当社 理事再処理事業部副事業部長（特命） 平成31年4月 当社 理事再処理事業部副事業部長（特命、核物質管理） 令和元年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（しゅん工総括、核物質管理、防災管理） 令和2年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（防災管理、安全管理、核物質管理補佐） 令和3年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（防災管理、安全管理）兼安全・品質本部副本部長（労働安全） 令和3年7月 当社 理事再処理事業部副事業部長（防災管理、安全管理、カイゼン責任者）兼安全・品質本部副本部長（労働安全） （原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者）	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
森山 竜也	昭和39年1月17日生 昭和62年3月 名古屋大学工学部原子核工学科卒 昭和62年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成16年7月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線施設課長 平成18年7月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成21年7月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長（副部長） 平成25年4月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼放射線管理課長 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼放射線管理課長 平成27年7月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長 平成28年2月 当社 再処理事業部部長（コスト評価） 平成28年6月 当社 再処理事業部再処設計画部部長（コスト最適化） 平成29年1月 当社 経営本部企画部部長 平成29年2月 当社 理事再処理事業部再処設計画部部長 平成30年5月 当社 理事再処理事業部再処設計画部部長兼 計画グループリーダー（部長） 平成30年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（放射線管理、安全管理）、 再処理事業部放射線管理部部長兼 業務推進本部人事部長（放管統括） 平成31年2月 当社 理事再処理事業部副事業部長（放射線管理、核物質管理）兼 放射線管理部部長兼 業務推進本部人事部長（放管統括）兼技術本部部長 平成31年4月 当社 理事再処理事業部副事業部長（放射線管理）兼 放射線管理部部長兼 業務推進本部人事部長（放管統括）兼 技術本部部長 令和元年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長 （放射線管理、核物質管理補佐） （核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	村野 兼司	昭和39年11月6日生 平成元年3月 慶應義塾大学大学院理工学研究科専攻修了 平成元年4月 東京電力株式会社入社 令和3年4月 当社 理事再処理事業部副事業部長（特命） 令和3年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（設工認総括、新基準設計） （原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者）	
古川 榮一	昭和33年2月10日生 昭和55年3月 慶應義塾大学工学部機械工学科卒 昭和55年4月 東北電力株式会社入社 平成31年2月 当社 理事再処理事業部副事業部長（特命） 平成31年4月 当社 理事再処理事業部副事業部長（特命、核物質管理） 令和元年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長 （しゅん工総括、核物質管理、防災管理） （原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者）	猪野 徹	昭和44年3月13日生 平成3年3月 早稲田大学工学部材料工学科卒 平成3年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成21年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部廃棄物管理課長 平成21年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部ガラス固化課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部 ガラス固化課長 平成27年4月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部 ガラス固化課長（副部長） 平成27年6月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長 平成28年9月 当社 理事燃料製造事業部副事業部長（しゅん工総括） 平成30年1月 当社 理事燃料製造事業部副事業部長（しゅん工総括）兼 安全・品質本部副部長（事業推進） 平成30年4月 当社 理事燃料製造事業部副事業部長（しゅん工総括） 平成30年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場長	
		小山 暁	昭和44年7月17日生 平成8年3月 東北大学大学院原子核工学科専攻修了 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成24年7月 当社 再処理事業部再処設計画部計画グループリーダー（課長） 平成28年6月 当社 経営本部企画部経営管理グループリーダー（課長） 平成29年2月 当社 経営本部企画部経営管理グループリーダー（課長）兼 安全・品質改革促進グループ（課長） 平成29年3月 当社 経営本部企画部企画グループリーダー（課長）兼 経営管理グループリーダー（課長）兼 安全・品質改革促進グループ（課長） 平成30年5月 当社 経営本部企画部長兼 人材育成センター準備グループリーダー（部長） 平成30年6月 当社 経営企画本部企画部長 令和3年6月 当社 理事再処理事業部副事業部長（しゅん工工程統括）兼 再処理工場副工場長 （第1種放射線取扱主任者）	
		船越 淳久	昭和38年4月25日生 昭和63年3月 京都大学大学院建築学部第二学科専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同 社 火力センター土木建築グループチーフマネジャー 平成16年6月 同 社 地域共生・広報室中之島開発プロジェクトチームマネジャー 平成17年6月 同 社 地域共生・広報室都市再生プロジェクトチームマネジャー 平成20年6月 同 社 土木建築室土木建設エンジニアリングセンター 建築グループ課長 平成21年6月 同 社 火力事業本部建設プロジェクトグループマネジャー 平成22年3月 同 社 姫路第二火力建設所次長 平成25年6月 同 社 土木建築室土木建築エンジニアリングセンター副所長 平成27年6月 同 社 土木建築室土木建築エンジニアリングセンター所長 平成28年6月 同 社 土木建築室建築部長 令和2年6月 当社 理事技術本部副部長（土木建築）兼 再処理事業部副事業部長（土木建築）兼 燃料製造事業部副事業部長（土木建築）	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
猪野 徹	昭和44年3月13日生 平成3年3月 早稲田大学理工学部材料工学科卒 平成3年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成21年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部廃棄物管理課長 平成21年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部ガラス固化課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部ガラス固化課長 平成27年4月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部ガラス固化課長（副部長） 平成27年6月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長 平成28年9月 当社 理事燃料製造事業部副事業部長（しゅん工総括） 平成30年1月 当社 理事燃料製造事業部副事業部長（しゅん工総括）兼安全・品質本部副本部長（事業推進） 平成30年4月 当社 理事燃料製造事業部副事業部長（しゅん工総括） 平成30年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場長	大田 康夫	昭和37年8月14日生 昭和62年3月 広島大学大学院工学研究科移動現象工学専攻修了 昭和62年4月 中国電力株式会社入社 令和3年6月 当社 理事技術本部副本部長（技術管理、情報システム企画、輸送管理）	
大久保 哲朗	昭和43年11月29日生 平成3年3月 神戸商船大学商船学部原子動力学科卒 平成3年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 平成17年4月 日本原燃株式会社入社 平成26年7月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部ガラス固化課長 平成27年6月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部ガラス固化課長 平成28年9月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長 平成28年12月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長兼貯蔵管理課長 平成29年2月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長 平成29年4月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長兼ガラス固化課長 平成30年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場副工場長（運転）兼ガラス固化施設部長 平成31年2月 当社 理事再処理事業部再処理工場副工場長（運転）兼ガラス固化施設部長兼新基準設計部部長 令和元年6月 当社 理事再処理事業部部長（設工総括）	中西 耕之 核燃料取扱主任者	昭和28年2月6日生 昭和51年3月 茨城大学工学部工業化学科卒 昭和55年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成4年7月 当社 六ヶ所建設所建設部建設管理課長 平成5年4月 当社 六ヶ所本部再処理建設所建設部建設管理課長 平成6年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長 平成6年11月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成8年10月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成9年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長 平成10年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長 平成11年3月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センターISO認証取得推進室副室長 平成12年4月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長 平成13年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長兼再処理建設所運転準備部副部長 平成13年8月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転準備部運転準備グループリーダー（副部長） 平成14年7月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転部副部長 平成16年6月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年7月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部部長 平成16年10月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長 平成16年12月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長兼燃料管理部部長 平成17年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成20年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成21年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部部長兼統括当直長 平成22年5月 当社 理事再処理事業部部長 平成26年6月 当社 再処理事業部部長（核燃料取扱主任者）	
		菊池 睦夫	昭和45年11月22日生 平成5年3月 信州大学経済学部経済学科卒 平成5年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年7月 当社 業務本部資材部課長 平成27年6月 当社 業務本部資材部機器購買グループリーダー（課長） 平成28年6月 当社 地域・業務本部資材部資材購買グループリーダー（課長） 平成29年7月 当社 監査室監査部考査グループリーダー（課長） 令和2年6月 当社 監査室監査部長	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前 (令和2年7月29日許可) (赤字: 変更対象箇所)		変更後 (赤字: 変更対象箇所)		備考 (変更理由等)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中西 耕之 核燃料取扱主任者</td> <td>昭和28年2月6日生 昭和51年3月 茨城大学工学部工業化学科卒 昭和55年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成4年7月 当社 六ヶ所建設所建設部建設管理課長 平成5年4月 当社 六ヶ所本部再処理建設所建設部建設管理課長 平成6年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長 平成6年11月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成8年10月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成9年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長 平成10年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長 平成11年3月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センターISO認証取得推進室副室長 平成12年4月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長 平成13年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長兼再処理建設所運転準備部副部長 平成13年8月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転準備部副部長 平成14年7月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転部副部長 平成16年6月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年7月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年10月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長 平成16年12月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長兼燃料管理部部長 平成17年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成20年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成21年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部部長兼統括当直長 平成22年5月 当社 理事再処理事業部部長 平成26年6月 当社 再処理事業部部長 (核燃料取扱主任者)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	中西 耕之 核燃料取扱主任者	昭和28年2月6日生 昭和51年3月 茨城大学工学部工業化学科卒 昭和55年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成4年7月 当社 六ヶ所建設所建設部建設管理課長 平成5年4月 当社 六ヶ所本部再処理建設所建設部建設管理課長 平成6年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長 平成6年11月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成8年10月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成9年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長 平成10年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長 平成11年3月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センターISO認証取得推進室副室長 平成12年4月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長 平成13年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長兼再処理建設所運転準備部副部長 平成13年8月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転準備部副部長 平成14年7月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転部副部長 平成16年6月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年7月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年10月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長 平成16年12月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長兼燃料管理部部長 平成17年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成20年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成21年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部部長兼統括当直長 平成22年5月 当社 理事再処理事業部部長 平成26年6月 当社 再処理事業部部長 (核燃料取扱主任者)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木村 太佳彦</td> <td>昭和47年11月24日生 平成8年3月 福島大学経済学部経済学科卒 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当社 経営本部人事部能力開発グループリーダー (課長) 平成29年1月 当社 経営本部企画部課長 平成29年2月 当社 経営本部人事部課長 平成29年3月 当社 経営本部人事部課長 (採用) 兼組織活性グループリーダー (課長) 平成30年6月 当社 業務推進本部資材部長 平成30年10月 当社 業務推進本部資材部長兼資材購買グループリーダー (部長) 令和元年7月 当社 業務推進本部資材部長 令和2年6月 当社 調達室資材部長</td> </tr> <tr> <td>佐藤 史章</td> <td>昭和51年3月19日生 平成12年3月 成蹊大学大学院工学研究科機械工学専攻修了 平成12年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部課長 (新規制基準) 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部技術課課長 (新規制基準) 平成29年4月 当社 安全・品質本部品質保証部課長 (安全文化) 平成29年9月 当社 安全・品質本部品質保証部品質計画グループリーダー (課長) 令和3年4月 当社 安全・品質本部品質保証部副部長 (QMS推進) 令和3年6月 当社 安全・品質本部品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>佐々木 耕一</td> <td>昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 安全技術室環境管理センター課長 平成26年6月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 平成26年11月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 兼再処理事業部再処理計画部課長 平成27年7月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 兼再処理事業部放射線管理部環境管理課課長 平成28年6月 当社 安全・品質本部放射線安全部長兼環境管理センター長 (第1種放射線取扱主任者)</td> </tr> <tr> <td>高島 房生</td> <td>昭和47年9月19日生 平成10年3月 北海道大学大学院工学研究科分子化学専攻修了 平成10年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年6月 当社 濃縮事業部濃縮計画部計画グループリーダー (課長) 平成30年4月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部濃縮技術課長兼濃縮計画部計画グループ (課長) 平成31年2月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部運営管理課長 (副部長) 兼技術共通部副部長兼濃縮計画部計画グループ (副部長) 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループリーダー (副部長) 兼技術本部技術管理部技術管理グループ (副部長) 令和元年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和3年7月 当社 再処理事業部再処理計画部長 (第1種放射線取扱主任者)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	木村 太佳彦	昭和47年11月24日生 平成8年3月 福島大学経済学部経済学科卒 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当社 経営本部人事部能力開発グループリーダー (課長) 平成29年1月 当社 経営本部企画部課長 平成29年2月 当社 経営本部人事部課長 平成29年3月 当社 経営本部人事部課長 (採用) 兼組織活性グループリーダー (課長) 平成30年6月 当社 業務推進本部資材部長 平成30年10月 当社 業務推進本部資材部長兼資材購買グループリーダー (部長) 令和元年7月 当社 業務推進本部資材部長 令和2年6月 当社 調達室資材部長	佐藤 史章	昭和51年3月19日生 平成12年3月 成蹊大学大学院工学研究科機械工学専攻修了 平成12年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部課長 (新規制基準) 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部技術課課長 (新規制基準) 平成29年4月 当社 安全・品質本部品質保証部課長 (安全文化) 平成29年9月 当社 安全・品質本部品質保証部品質計画グループリーダー (課長) 令和3年4月 当社 安全・品質本部品質保証部副部長 (QMS推進) 令和3年6月 当社 安全・品質本部品質保証部長	佐々木 耕一	昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 安全技術室環境管理センター課長 平成26年6月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 平成26年11月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 兼再処理事業部再処理計画部課長 平成27年7月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 兼再処理事業部放射線管理部環境管理課課長 平成28年6月 当社 安全・品質本部放射線安全部長兼環境管理センター長 (第1種放射線取扱主任者)	高島 房生	昭和47年9月19日生 平成10年3月 北海道大学大学院工学研究科分子化学専攻修了 平成10年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年6月 当社 濃縮事業部濃縮計画部計画グループリーダー (課長) 平成30年4月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部濃縮技術課長兼濃縮計画部計画グループ (課長) 平成31年2月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部運営管理課長 (副部長) 兼技術共通部副部長兼濃縮計画部計画グループ (副部長) 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループリーダー (副部長) 兼技術本部技術管理部技術管理グループ (副部長) 令和元年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和3年7月 当社 再処理事業部再処理計画部長 (第1種放射線取扱主任者)	<p>添付書類三 技術的能力-2 と同様</p>
氏名	履歴															
中西 耕之 核燃料取扱主任者	昭和28年2月6日生 昭和51年3月 茨城大学工学部工業化学科卒 昭和55年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成4年7月 当社 六ヶ所建設所建設部建設管理課長 平成5年4月 当社 六ヶ所本部再処理建設所建設部建設管理課長 平成6年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長 平成6年11月 当社 六ヶ所本部再処理事業所貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成8年10月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長兼品質保証担当 平成9年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部技術課長 平成10年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長 平成11年3月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センターISO認証取得推進室副室長 平成12年4月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長 平成13年2月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター技術部副部長兼品質保証室副室長兼再処理建設所運転準備部副部長 平成13年8月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転準備部副部長 平成14年7月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転部副部長 平成16年6月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年7月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部副部長 平成16年10月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長 平成16年12月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部統括当直長兼燃料管理部部長 平成17年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成20年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成21年6月 当社 理事再処理事業部再処理工場運転部部長兼統括当直長 平成22年5月 当社 理事再処理事業部部長 平成26年6月 当社 再処理事業部部長 (核燃料取扱主任者)															
氏名	履歴															
木村 太佳彦	昭和47年11月24日生 平成8年3月 福島大学経済学部経済学科卒 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当社 経営本部人事部能力開発グループリーダー (課長) 平成29年1月 当社 経営本部企画部課長 平成29年2月 当社 経営本部人事部課長 平成29年3月 当社 経営本部人事部課長 (採用) 兼組織活性グループリーダー (課長) 平成30年6月 当社 業務推進本部資材部長 平成30年10月 当社 業務推進本部資材部長兼資材購買グループリーダー (部長) 令和元年7月 当社 業務推進本部資材部長 令和2年6月 当社 調達室資材部長															
佐藤 史章	昭和51年3月19日生 平成12年3月 成蹊大学大学院工学研究科機械工学専攻修了 平成12年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部課長 (新規制基準) 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部技術課課長 (新規制基準) 平成29年4月 当社 安全・品質本部品質保証部課長 (安全文化) 平成29年9月 当社 安全・品質本部品質保証部品質計画グループリーダー (課長) 令和3年4月 当社 安全・品質本部品質保証部副部長 (QMS推進) 令和3年6月 当社 安全・品質本部品質保証部長															
佐々木 耕一	昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 安全技術室環境管理センター課長 平成26年6月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 平成26年11月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 兼再処理事業部再処理計画部課長 平成27年7月 当社 安全本部環境管理センター環境安全グループリーダー (課長) 兼再処理事業部放射線管理部環境管理課課長 平成28年6月 当社 安全・品質本部放射線安全部長兼環境管理センター長 (第1種放射線取扱主任者)															
高島 房生	昭和47年9月19日生 平成10年3月 北海道大学大学院工学研究科分子化学専攻修了 平成10年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年6月 当社 濃縮事業部濃縮計画部計画グループリーダー (課長) 平成30年4月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部濃縮技術課長兼濃縮計画部計画グループ (課長) 平成31年2月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部運営管理課長 (副部長) 兼技術共通部副部長兼濃縮計画部計画グループ (副部長) 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループリーダー (副部長) 兼技術本部技術管理部技術管理グループ (副部長) 令和元年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和3年7月 当社 再処理事業部再処理計画部長 (第1種放射線取扱主任者)															

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
木須 敦仁	昭和42年3月25日生 平成4年3月 埼玉大学工学部環境化学工学科卒 平成4年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成22年10月 当社 燃料製造事業部燃料製造建設所 許認可グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 東京支社技術部建設管理グループリーダー（課長） 平成26年7月 当社 東京支社技術部技術管理グループリーダー（課長） 平成27年1月 当社 東京支社技術部技術管理グループリーダー（課長）兼 燃料製造事業部燃料製造計画部 安全技術グループ（課長） 平成27年7月 当社 燃料製造事業部燃料製造計画部 計画・原価契約グループリーダー（課長） 平成28年6月 当社 燃料製造事業部燃料製造計画部部長（事業計画）兼 計画・原価契約グループリーダー（部長） 平成30年6月 当社 監査室監査部長 平成30年10月 当社 監査室パフォーマンス改善推進者兼監査部長（核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	菱沼 義幸	昭和46年11月24日生 平成7年3月 日本大学文理学部化学科卒 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年4月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター プロジェクト部安全グループリーダー（課長）兼 再処理計画部課長 平成28年2月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター プロジェクト部安全グループリーダー（課長） 平成29年6月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成29年8月 当社 再処理事業部品質保証部長兼 エンジニアリングセンタープロジェクト部 安全グループリーダー（部長） 平成29年10月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成31年2月 当社 再処理事業部品質保証部長兼 技術本部技術管理部部長	
佐々木 耕一	昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 安全技術室環境管理センター課長 平成26年6月 当社 安全本部環境管理センター 環境安全グループリーダー（課長） 平成26年11月 当社 安全本部環境管理センター 環境安全グループリーダー（課長）兼 再処理事業部再処理計画部課長 平成27年7月 当社 安全本部環境管理センター 環境安全グループリーダー（課長）兼 再処理事業部放射線管理部環境管理課課長 平成28年6月 当社 安全・品質本部放射線安全部長兼環境管理センター長	橋角 賢亜	昭和44年12月24日生 平成7年3月 京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年6月 当社 安全技術室輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成26年6月 当社 安全本部輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成28年3月 当社 濃縮事業部部長（核燃料取扱主任者） 令和元年6月 当社 再処理事業部安全管理部長 令和3年7月 当社 再処理事業部部長（安全管理者）兼安全管理部長（核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	
高島 房生	昭和47年9月19日生 平成10年3月 北海道大学大学院工学研究科分子化学専攻修了 平成10年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年6月 当社 濃縮事業部濃縮計画部計画グループリーダー（課長） 平成30年4月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部濃縮技術課長兼 濃縮計画部計画グループ（課長） 平成31年2月 当社 濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部 運営管理課長（副部長）兼 技術共通部副部長兼 濃縮計画部計画グループ（副部長） 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部 計画グループリーダー（副部長）兼 技術本部技術管理部技術管理グループ（副部長） 令和元年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼 技術本部技術管理部部長（第1種放射線取扱主任者）	大山 一寿	昭和45年3月6日生 昭和63年3月 青森県立青森工業高等学校機械科卒 昭和63年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成27年7月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成28年2月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長兼 環境管理課長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成31年2月 当社 再処理事業部放射線管理部副部長（運営）兼 放射線管理課長 令和元年7月 当社 再処理事業部放射線管理部副部長（運営）兼 環境管理課長（副部長） 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部副部長（運営） 令和2年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長（第1種放射線取扱主任者）	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菱沼 義幸</td> <td>昭和46年11月24日生 平成7年3月 日本大学文理学部化学科卒 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年4月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（課長）兼再処理計画部課長 平成28年2月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（課長） 平成29年6月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成29年8月 当社 再処理事業部品質保証部長兼エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（部長） 平成29年10月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成31年2月 当社 再処理事業部品質保証部長兼技術本部技術管理部部長</td> </tr> <tr> <td>橋角 賢亜</td> <td>昭和44年12月24日生 平成7年3月 京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年6月 当社 安全技術室輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成26年6月 当社 安全本部輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成28年3月 当社 濃縮事業部長（核燃料取扱主任者） 令和元年6月 当社 再処理事業部安全管理部長（核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）</td> </tr> <tr> <td>加納 正規</td> <td>昭和45年4月28日生 平成7年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長）兼建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線安全課長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループ（課長） 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成29年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼経営本部人事部長（放管統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長）兼技術本部技術管理部部長 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長（部長） （第1種放射線取扱主任者）</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	菱沼 義幸	昭和46年11月24日生 平成7年3月 日本大学文理学部化学科卒 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年4月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（課長）兼再処理計画部課長 平成28年2月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（課長） 平成29年6月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成29年8月 当社 再処理事業部品質保証部長兼エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（部長） 平成29年10月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成31年2月 当社 再処理事業部品質保証部長兼技術本部技術管理部部長	橋角 賢亜	昭和44年12月24日生 平成7年3月 京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年6月 当社 安全技術室輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成26年6月 当社 安全本部輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成28年3月 当社 濃縮事業部長（核燃料取扱主任者） 令和元年6月 当社 再処理事業部安全管理部長（核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	加納 正規	昭和45年4月28日生 平成7年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長）兼建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線安全課長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループ（課長） 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成29年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼経営本部人事部長（放管統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長）兼技術本部技術管理部部長 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長（部長） （第1種放射線取扱主任者）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加納 正規</td> <td>昭和45年4月28日生 平成7年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長）兼建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線安全課長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループ（課長） 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成29年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼経営本部人事部長（放管統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長）兼技術本部技術管理部部長 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長（部長） 令和2年6月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 令和2年10月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 （第1種放射線取扱主任者）</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	加納 正規	昭和45年4月28日生 平成7年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長）兼建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線安全課長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループ（課長） 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成29年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼経営本部人事部長（放管統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長）兼技術本部技術管理部部長 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長（部長） 令和2年6月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 令和2年10月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 （第1種放射線取扱主任者）	<p>添付書類三 技術的能力-2 と同様</p>
氏名	履歴													
菱沼 義幸	昭和46年11月24日生 平成7年3月 日本大学文理学部化学科卒 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年4月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（課長）兼再処理計画部課長 平成28年2月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（課長） 平成29年6月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成29年8月 当社 再処理事業部品質保証部長兼エンジニアリングセンタープロジェクト部安全グループリーダー（部長） 平成29年10月 当社 再処理事業部品質保証部長 平成31年2月 当社 再処理事業部品質保証部長兼技術本部技術管理部部長													
橋角 賢亜	昭和44年12月24日生 平成7年3月 京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年6月 当社 安全技術室輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成26年6月 当社 安全本部輸送管理部輸送管理グループリーダー（課長） 平成28年3月 当社 濃縮事業部長（核燃料取扱主任者） 令和元年6月 当社 再処理事業部安全管理部長（核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）													
加納 正規	昭和45年4月28日生 平成7年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長）兼建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線安全課長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループ（課長） 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成29年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼経営本部人事部長（放管統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長）兼技術本部技術管理部部長 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長（部長） （第1種放射線取扱主任者）													
氏名	履歴													
加納 正規	昭和45年4月28日生 平成7年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成25年1月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長）兼建設管理グループ（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線管理課長 平成26年5月 当社 再処理事業部放射線管理部放射線安全課長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループ（課長） 平成28年2月 当社 再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 平成29年5月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼経営本部人事部長（放管統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼計画グループリーダー（部長）兼技術本部技術管理部部長 平成31年4月 当社 再処理事業部再処理計画部長兼技術本部技術管理部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部放射線管理部部長 令和元年9月 当社 再処理事業部放射線管理部部長兼環境管理課長（部長） 令和2年6月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 令和2年10月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 （第1種放射線取扱主任者）													

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
小谷 美樹	昭和34年5月22日生 昭和53年3月 鹿児島工業高等学校機械科卒 昭和53年4月 動力炉・核燃料開発事業団入団 平成23年10月 日本原燃株式会社入社 平成23年10月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成26年6月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼警備課長兼濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部警備課長兼埋設事業部低レベル放射性廃棄物埋設センター警備課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成26年7月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成26年12月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼情報セキュリティグループ（課長）兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成27年7月 当社 再処理事業部核物質管理部副部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所副部長 平成28年3月 当社 再処理事業部核物質管理部副部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所副部長兼再処理事業部再処理計画部副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部核物質管理部副部長（核セキュリティ）兼再処理計画部副部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所副部長 平成29年4月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長 平成31年2月 当社 再処理事業部核物質管理部部長兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長兼技術本部部長 令和元年6月 当社 再処理事業部核物質管理部部長（公開制限情報管理担当）兼再処理計画部部長兼燃料製造事業部燃料製造建設所部長兼技術本部部長	吉岡 聡	昭和47年12月30日生 平成9年3月 九州大学大学院総合理工学研究科エネルギー変換工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成24年7月 当社 経営企画室企画部事業戦略グループリーダー（課長） 平成25年6月 当社 経営本部企画部事業戦略グループリーダー（課長） 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部生産管理課長 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理計画部計画グループリーダー（課長） 平成29年1月 当社 再処理事業部防災管理部防災管理課長兼濃縮事業部防災管理部防災管理課長 平成30年1月 当社 再処理事業部防災管理部防災管理課長兼濃縮事業部防災管理部防災管理課長兼安全・品質本部品質保証部課長（事業推進） 平成30年4月 当社 再処理事業部防災管理部長兼防災管理課長（部長）兼濃縮事業部防災管理部長兼防災管理課長（部長）兼安全・品質本部品質保証部部長（事業推進） 平成30年4月 当社 再処理事業部防災管理部長兼防災管理課長（部長）兼濃縮事業部防災管理部長兼防災管理課長（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部防災管理部長兼濃縮事業部ウラン濃縮工場技術共通部防災業務グループリーダー（部長） 令和2年5月 当社 再処理事業部防災管理部長兼防災施設課長（部長）兼濃縮事業部ウラン濃縮工場技術共通部防災業務グループリーダー（部長） 令和2年7月 当社 再処理事業部防災管理部長兼濃縮事業部ウラン濃縮工場技術共通部防災業務グループリーダー（部長）	
		蝦名 哲成	昭和48年3月23日生 平成7年3月 岩手大学工学部機械工学第二学科卒 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年7月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター設計部プロセス・機器グループリーダー（課長）兼技術開発研究所課長 平成26年8月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター設計部プロセス・機器グループリーダー（課長）兼技術開発研究所課長兼再処理計画部課長 平成28年2月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター設計部プロセス・機器グループリーダー（課長）兼技術開発研究所課長 平成31年2月 当社 再処理事業部新基準設計部火災・溢水グループリーダー（課長）兼再処理計画部計画グループ（課長） 令和2年6月 当社 再処理事業部新基準設計部長 令和2年7月 当社 再処理事業部新基準設計部長兼重大事故グループリーダー（部長） 令和2年12月 当社 再処理事業部新基準設計部長（第1種放射線取扱主任者）	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
吉岡 聡	昭和47年12月30日生 平成9年3月 九州大学大学院総合理工学研究科エネルギー変換工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成24年7月 当社 経営企画室企画部事業戦略グループリーダー（課長） 平成25年6月 当社 経営本部企画部事業戦略グループリーダー（課長） 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部生産管理課長 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場計画グループリーダー（課長） 平成29年1月 当社 再処理事業部防災管理部防災管理課長兼濃縮事業部防災管理部防災管理課長 平成30年1月 当社 再処理事業部防災管理部防災管理課長兼濃縮事業部防災管理部防災管理課長兼安全・品質本部品質保証部課長（事業推進） 平成30年4月 当社 再処理事業部防災管理部部長兼防災管理課長（部長）兼濃縮事業部防災管理部部長兼防災管理課長（部長）兼安全・品質本部品質保証部部長（事業推進） 平成30年4月 当社 再処理事業部防災管理部部長兼防災管理課長（部長）兼濃縮事業部防災管理部部長兼防災管理課長（部長） 平成31年2月 当社 再処理事業部防災管理部部長兼濃縮事業部ウラン濃縮工場技術共通部防災業務グループリーダー（部長）	中田 誠一	昭和51年11月4日生 平成14年3月 九州大学大学院電気電子システム工学専攻修了 平成14年4月 関西電力株式会社入社 令和3年7月 当社 再処理事業部再処理工場保全技術部長兼保全企画部長 吉田 紀之	
		吉田 紀之	昭和38年3月16日生 平成元年3月 北海道大学大学院工学部土木専攻修了 平成元年4月 東北電力株式会社入社 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場土木建築保全部長兼技術本部土木建築部部長 令和3年10月 当社 再処理事業部再処理工場土木建築保全部長兼土木保全課長兼技術本部土木建築部部長	
		石川 智仁	昭和47年5月23日生 平成9年3月 秋田大学大学院鉱山学部電気電子工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部計装保全課課長 平成28年10月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部計装保全課課長兼計装技術課課長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部部長（計装保全） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場計装保全部部長兼計装設計課長（部長） 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場計装保全部部長兼計装技術課長（部長） 令和元年8月 当社 再処理事業部再処理工場計装保全部部長（第1種放射線取扱主任者）	
		加藤 晴夫	昭和44年9月15日生 平成4年3月 八戸工業大学工学部電気科卒 平成4年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成20年12月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成23年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長 平成23年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長兼保守部機械保守課課長 平成23年4月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長兼保守部機械保守課課長兼電気保守課課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部ユーティリティ課長兼設備保全部電気保全課課長 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部ユーティリティ課長 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部部長（電気保全） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部部長 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部部長兼電気技術課長 令和元年11月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部部長	
		今村 雄治	昭和45年5月8日生 平成7年3月 北海道大学大学院工学研究科原子工学専攻修士課程修了 平成7年4月 関西電力株式会社入社 令和2年6月 当社 再処理事業部再処理工場機械保全部部長	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
有澤 潤	昭和42年11月11日生 平成4年3月 北海道大学工学部原子工学科卒 平成4年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成21年8月 当社 再処理事業部再処理工場運転部前処理課長 平成22年11月 当社 再処理事業部再処理工場運転部前処理課長兼再処理計画部技術グループ（課長） 平成23年2月 当社 再処理事業部再処理計画部技術グループ（課長） 平成23年5月 当社 再処理事業部再処理計画部技術グループ（課長）兼福島支援グループ（課長） 平成23年7月 当社 再処理事業部再処理計画部技術グループ（課長） 平成24年12月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター総括グループリーダー（課長） 平成25年6月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部再処理規制対応グループリーダー（課長） 平成26年8月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部再処理規制対応グループリーダー（課長）兼再処理計画部課長 平成27年4月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部再処理規制対応グループリーダー（課長）兼技術グループリーダー（課長）兼再処理計画部課長 平成27年6月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼技術グループリーダー（部長）兼再処理計画部部長（新規制基準） 平成28年2月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼技術グループリーダー（部長） 平成28年6月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部長 平成29年6月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼安全グループリーダー（部長） 平成29年8月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部長 平成31年2月 当社 再処理事業部新基準設計部長兼再処理計画部部長 令和元年8月 当社 再処理事業部新基準設計部長兼重大事故グループリーダー（部長）兼再処理計画部部長 (核燃料取扱主任者, 第1種放射線取扱主任者)	荒井 宣之	昭和43年4月7日生 平成3年3月 八戸工業大学工学部エネルギー工学科卒 平成3年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成21年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長 平成21年8月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長兼 保修部機械保修課課長 平成22年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部脱硝課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部脱硝課長 平成27年6月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成29年7月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部長 平成29年9月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部長兼技術課長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場技術部長	
長澤 和幸	昭和42年7月2日生 平成2年3月 東京大学工学部産業機械工学科卒 平成2年4月 東京電力株式会社入社 平成30年2月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部部長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場保全企画部長	坂 宗範	昭和37年7月19日生 昭和62年3月 岩手大学大学院工学部機械工学専攻修了 昭和62年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成13年7月 当社 再処理部技術グループ（課長） 平成13年7月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第三部環境施設課課長 平成13年8月 当社 再処理事業部建設試運転事務所施設第三部環境施設課課長 平成14年6月 当社 再処理事業部建設試運転事務所施設第三部環境施設課長 平成14年7月 当社 再処理事業部建設試運転事務所試運転部廃棄物管理課長 平成16年6月 当社 再処理事業部再処理工場試運転部廃棄物管理課長 平成17年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部廃棄物管理課長 平成21年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部副部長 平成21年6月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成27年6月 当社 東京支社副支社長兼技術部長兼地域本部部長 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場運転部長兼統括当直長	
小川 文司	昭和46年3月31日生 平成7年3月 大阪大学大学院材料物性工学専攻修了 平成7年4月 関西電力株式会社入社 平成30年2月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部部長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場保全技術部長	富山 克彦	昭和47年11月10日生 平成9年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼情報セキュリティグループ（課長）兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成28年3月 当社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼情報セキュリティグループ（課長）兼再処理計画部課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成29年9月 当社 安全・品質本部品質保証部保安監視グループリーダー（課長） 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部長	
吉田 紀之	昭和38年3月16日生 平成元年3月 北海道大学大学院工学部土木専攻修了 平成元年4月 東北電力株式会社入社 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場土木建築保全部部長兼技術本部土木建築部部長			

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
石川 智仁	昭和47年5月23日生 平成9年3月 秋田大学大学院鉱山学部電気電子工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部計装保全課課長 平成28年10月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部計装保全課課長兼計装技術課課長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部部長（計装保全） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場計装保全部部長兼計装設計課長（部長） 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場計装保全部部長兼計装技術課長（部長） 令和元年8月 当社 再処理事業部再処理工場計装保全部部長（第1種放射線取扱主任者）	川辺 秀二	昭和46年7月13日生 平成8年3月 東北大学大学院機械工学第二専攻修了 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年2月 当社 再処理事業部再処理工場運転部前処理課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場前処理施設部前処理課長 平成26年7月 当社 東京支社技術部廃棄物管理グループリーダー（課長） 平成27年1月 当社 東京支社技術部廃棄物管理グループリーダー（課長）兼技術管理グループ（課長） 平成27年7月 当社 東京支社技術部技術管理グループリーダー（課長） 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場前処理施設部長	
加藤 晴夫	昭和44年9月15日生 平成4年3月 八戸工業大学工学部電気科卒 平成4年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成20年12月 当社 東京事務所安全管理グループリーダー（課長） 平成23年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長 平成23年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長兼修部機械修繕課課長 平成23年4月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長兼修部機械修繕課課長兼電気修繕課課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部ユーティリティ課長兼設備保全部電気保全課課長 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部ユーティリティ課長 平成28年6月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部部長（電気保全） 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部部長 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部部長兼電気技術課長 令和元年11月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部部長	是枝 秀典	昭和45年9月16日生 平成6年3月 埼玉大学工学部環境化学工学科卒 平成6年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場運転部課長 平成26年10月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部分離課長 平成29年7月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長	
井上 英克	昭和44年8月17日生 平成7年3月 大阪大学大学院機械工学専攻修了 平成7年4月 関西電力株式会社入社 令和元年7月 当社 再処理事業部再処理工場機械保全部部長	藤田 拓司	昭和46年5月17日生 平成9年3月 岩手大学大学院工学部応用化学科専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成29年4月 当社 再処理事業部再処理工場分析部分析課課長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場分析部分析管理課長兼分析課課長 令和3年7月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長	
荒井 宣之	昭和43年4月7日生 平成3年3月 八戸工業大学工学部エネルギー工学科卒 平成3年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成21年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長 平成21年8月 当社 再処理事業部再処理工場運転部運転管理課課長兼修部機械修繕課課長 平成22年12月 当社 再処理事業部再処理工場運転部脱硝課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部脱硝課長 平成27年6月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長 平成29年7月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部長 平成29年9月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部長兼技術課長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場技術部長	板垣 崇史	昭和37年5月7日生 昭和61年3月 岩手大学工学部機械工学第二学科卒 昭和61年4月 鈴木自動車入社 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成19年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部精製課課長兼運転部当直長 平成20年4月 当社 再処理事業部再処理工場運転部精製課長 平成22年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部分離課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部分離課長 平成26年10月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部生産管理課長 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長 平成28年12月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長兼分析課長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
坂 宗範	昭和37年7月19日生 昭和62年3月 岩手大学大学院工学部機械工学専攻修了 昭和62年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成13年7月 当 社 再処理事業部技術グループ（課長） 平成13年7月 当 社 六ヶ所本部再処理事業所再処理建設所施設第三部環境施設課課長 平成13年8月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所施設第三部環境施設課課長 平成14年6月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所施設第三部環境施設課課長 平成14年7月 当 社 再処理事業部建設試運転事務所試運転部廃棄物管理課長 平成16年6月 当 社 再処理事業部再処理工場試運転部廃棄物管理課長 平成17年12月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部廃棄物管理課長 平成21年1月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部副部長 平成21年6月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成27年6月 当 社 東京支社副支社長兼技術部長兼地域本部部長 平成28年6月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部長兼統括当直長	守屋 登康	昭和46年6月3日生 平成6年3月 東京理科大学理学部化学科卒 平成6年4月 日本原燃株式会社入社 平成24年12月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部再処理プロジェクトグループリーダー（課長） 平成25年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部新増設プロジェクトグループリーダー（課長） 平成26年8月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部新増設プロジェクトグループリーダー（課長）兼再処理計画部課長 平成27年4月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部新増設プロジェクトグループリーダー（課長）兼技術グループ（課長）兼再処理計画部課長 平成28年2月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部新増設プロジェクトグループリーダー（課長）兼技術グループ（課長） 平成28年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部新増設プロジェクトグループリーダー（課長）兼技術グループ（課長）兼エンジニアリングセンター総括グループリーダー（課長） 平成28年10月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンター総括グループリーダー（課長）兼プロジェクト部技術グループ（課長）兼新増設プロジェクトグループリーダー（課長） 平成29年1月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部技術グループ（課長）兼新増設プロジェクトグループリーダー（課長） 平成29年2月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部新増設プロジェクトグループリーダー（課長）兼技術グループ（課長） 平成30年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部部長兼新増設プロジェクトグループリーダー（部長）兼技術グループ（部長） 平成30年8月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部部長兼新増設プロジェクトグループリーダー（部長） 平成31年2月 当 社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼新増設プロジェクトグループリーダー（部長）兼再処理事業部再処理計画部部長 令和元年7月 当 社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼新増設プロジェクトグループリーダー（部長）兼技術開発研究所課長（部長）兼再処理事業部再処理計画部部長 令和2年7月 当 社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼技術開発研究所課長（部長） 令和2年10月 当 社 技術本部技術管理部長兼エンジニアリングセンタープロジェクト部部長 令和3年7月 当 社 技術本部技術管理部長兼エンジニアリングセンタープロジェクト部部長兼技術本部部長（カイゼン）	
島山 克彦	昭和47年11月10日生 平成9年3月 豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気電子工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当 社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼情報セキュリティグループ（課長）兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成28年3月 当 社 再処理事業部核物質管理部核物質防護課長兼情報セキュリティグループ（課長）兼再処理計画部課長兼燃料製造事業部燃料製造建設所核物質防護グループリーダー（課長） 平成29年9月 当 社 安全・品質本部品質保証部保安監視グループリーダー（課長） 平成30年6月 当 社 再処理事業部再処理工場共用施設部長	川辺 秀二	昭和46年7月13日生 平成8年3月 東北大学大学院機械工学専攻修了 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年2月 当 社 再処理事業部再処理工場運転部前処理課長 平成23年10月 当 社 再処理事業部再処理工場前処理施設部前処理課長 平成26年7月 当 社 東京支社技術部廃棄物管理グループリーダー（課長） 平成27年1月 当 社 東京支社技術部廃棄物管理グループリーダー（課長）兼技術管理グループ（課長） 平成27年7月 当 社 東京支社技術部技術管理グループリーダー（課長） 平成28年6月 当 社 再処理事業部再処理工場前処理施設部長	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
是枝 秀典	昭和45年9月16日生 平成6年3月 埼玉大学工学部環境化学工学科卒 平成6年4月 日本原燃株式会社入社 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場運転部課長 平成26年10月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部分離課長 平成29年7月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部長	高橋 一憲	昭和44年10月25日生 平成4年3月 日本大学理工学部土木工学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成25年2月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長 平成25年9月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所土木グループ（課長） 平成26年8月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所 土木グループ（課長）兼 再処理事業部土木建築部課長 平成27年6月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所土木グループ（課長） 平成28年6月 当社 再処理事業部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築） 平成29年5月 当社 再処理事業部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 経営本部人事部部长（土木統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 業務推進本部人事部部长（土木統括） 平成31年2月 当社 技術本部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 業務推進本部人事部部长（土木統括）兼 再処理事業部再処理工場部長（土木建築） 令和元年6月 当社 技術本部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 再処理事業部再処理工場部長（土木建築） 令和3年7月 当社 技術本部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 再処理事業部再処理工場部長（土木建築）兼 技術本部部長（安全管理）	
村元 等	昭和40年11月21日生 平成元年3月 八戸工業大学工学部エネルギー工学科卒 平成元年4月 日本原燃株式会社入社 平成21年11月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長 平成28年1月 当社 再処理事業部再処理工場運転部統括当直長兼 課長 令和元年6月 当社 再処理事業部再処理工場ガラス固化施設部長	古川 敬士	昭和42年10月26日生 平成4年3月 秋田大学鉱山学部金属材料学科卒 平成4年4月 当社 日本原燃サービス株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部廃棄物管理課長兼 保修部機械保修課課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場共用施設部廃棄物管理課長 平成28年6月 当社 埋設事業部安全管理部長 平成29年3月 当社 埋設事業部低レベル放射性廃棄物埋設センター長代理兼 安全管理部長 平成29年7月 当社 埋設事業部低レベル放射性廃棄物埋設センター長 令和3年6月 当社 技術本部エンジニアリングセンター設計部長	
板垣 崇史	昭和37年5月7日生 昭和61年3月 岩手大学工学部機械工学第二学科卒 昭和61年4月 鈴木自動車入社 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成19年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部精製課課長兼運転部当直長 平成20年4月 当社 再処理事業部再処理工場運転部精製課課長 平成22年7月 当社 再処理事業部再処理工場運転部分離課長 平成23年10月 当社 再処理事業部再処理工場化学処理施設部分離課長 平成26年10月 当社 再処理事業部再処理工場運営管理部生産管理課長 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長 平成28年12月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長兼分析課長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場分析部長	松岡 真吾	昭和47年5月16日生 平成7年3月 埼玉大学工学部環境化学工学科卒 平成7年4月 日本原燃株式会社入社 平成26年4月 当社 再処理事業部再処理工場分析部分離課長 平成27年7月 当社 再処理事業部再処理工場分析部分離課長 平成28年12月 当社 経営本部企画部課長 平成29年2月 当社 再処理事業部再処理工場分析部分離課長兼 経営本部企画部課長 平成30年6月 当社 再処理事業部再処理工場分析部分離課長 平成30年11月 当社 再処理事業部再処理計画部部長兼 再処理工場分析部分離課長（部長） 平成31年2月 当社 技術本部技術管理部長兼 技術管理グループリーダー（部長）兼 再処理事業部再処理計画部部長 令和元年7月 当社 技術本部技術管理部長兼 技術管理グループリーダー（部長）兼 再処理事業部再処理計画部部長兼 品質保証部部長 （第1種放射線取扱主任者）	

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類三 技術的能力-2 と同様
高橋 一憲	昭和44年10月25日生 平成4年3月 日本大学理工学部土木工学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成25年2月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 平成25年9月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所土木グループ（課長） 平成26年8月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所 土木グループ（課長）兼 再処理事業部土木建築部課長 平成27年6月 当社 再処理事業部土木建築部耐震技術課長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所土木グループ（課長） 平成28年6月 当社 再処理事業部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築） 平成29年5月 当社 再処理事業部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 経営本部人事部長（土木統括） 平成30年6月 当社 再処理事業部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 業務推進本部人事部長（土木統括） 平成31年2月 当社 技術本部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 業務推進本部人事部長（土木統括）兼 再処理事業部再処理工場部長（土木建築） 令和元年6月 当社 技術本部土木建築部長兼 燃料製造事業部燃料製造建設所部長（土木建築）兼 再処理事業部再処理工場部長（土木建築）	兼平 憲男 昭和45年5月17日生 平成6年3月 青山学院大学理工学部化学科卒 平成6年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年7月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター技術開発研究所課長兼 再処理工場ガラス固化施設部ガラス固化課課長 平成26年6月 当社 再処理事業部エンジニアリングセンター技術開発研究所課長 平成31年2月 当社 技術本部エンジニアリングセンター技術開発研究所課長 令和元年6月 当社 技術本部エンジニアリングセンター技術開発研究所長兼 課長（所長） 令和3年6月 当社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長 令和3年7月 当社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼 技術本部部長（安全管理）	塚田 毅志 昭和35年9月26日生 昭和59年3月 東京大学大学院工学系研究科原子力工学専攻修士課程修了 昭和59年4月 財団法人電力中央研究所入所 令和3年6月 日本原燃株式会社入社 令和3年6月 当社 技術本部エンジニアリングセンター技術開発研究所長 （核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者）	
前川 直人	昭和43年11月12日生 平成5年3月 東海大学工学部電気工学科卒 平成5年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年7月 当社 再処理事業部再処理工場設備保全部電気保全課長 平成31年2月 当社 再処理事業部再処理工場電気保全部電気保全課長 令和元年7月 当社 技術本部エンジニアリングセンター設計部長 令和元年11月 当社 技術本部エンジニアリングセンター設計部長兼 プロジェクト部長			

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
氏名	履歴		
守屋 登康	<p>昭和46年6月3日生</p> <p>平成6年3月 東京理科大学理学部化学科卒</p> <p>平成6年4月 日本原燃株式会社入社</p> <p>平成24年12月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンター プロジェクト部再処理プロジェクトグループリーダー (課長)</p> <p>平成25年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部 新増設プロジェクトグループリーダー (課長)</p> <p>平成26年8月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部 新増設プロジェクトグループリーダー (課長) 兼 再処理計画部課長</p> <p>平成27年4月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部 新増設プロジェクトグループリーダー (課長) 兼 技術グループ (課長) 兼再処理計画部課長</p> <p>平成28年2月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部 新増設プロジェクトグループリーダー (課長) 兼 技術グループ (課長)</p> <p>平成28年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部 新増設プロジェクトグループリーダー (課長) 兼 技術グループ (課長) 兼 エンジニアリングセンター総括グループリーダー (課長)</p> <p>平成28年10月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンター 総括グループリーダー (課長) 兼 プロジェクト部 技術グループ (課長) 兼 新増設プロジェクトグループリーダー (課長)</p> <p>平成29年1月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンター プロジェクト部技術グループ (課長) 兼 新増設プロジェクトグループリーダー (課長)</p> <p>平成29年2月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部 新増設プロジェクトグループリーダー (課長) 兼 技術グループ (課長)</p> <p>平成30年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部部長兼 新増設プロジェクトグループリーダー (部長) 兼 技術グループ (部長)</p> <p>平成30年8月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンタープロジェクト部部長兼 新増設プロジェクトグループリーダー (部長)</p> <p>平成31年2月 当 社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼 新増設プロジェクトグループリーダー (部長) 兼 再処理事業部再処理計画部部長</p> <p>令和元年7月 当 社 技術本部エンジニアリングセンタープロジェクト部長兼 新増設プロジェクトグループリーダー (部長) 兼 技術開発研究所課長 (部長) 兼 再処理事業部再処理計画部部長</p>		添付書類三 技術的能力-2 と同様
兼平 憲男	<p>昭和45年5月17日生</p> <p>平成6年3月 青山学院大学理工学部化学科卒</p> <p>平成6年4月 日本原燃株式会社入社</p> <p>平成25年7月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンター技術開発研究所課長 兼再処理工場ガラス固化施設課部ガラス固化課課長</p> <p>平成26年6月 当 社 再処理事業部エンジニアリングセンター技術開発研究所課長</p> <p>平成31年2月 当 社 技術本部エンジニアリングセンター技術開発研究所課長</p> <p>令和元年6月 当 社 技術本部エンジニアリングセンター技術開発研究所長兼 課長 (所長)</p>		

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>ハ. その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育及び訓練並びに有資格者等の選任及び配置については次のとおりである。</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更後における設計及び工事の業務については、再処理事業部及び技術本部の各部署が実施する。</p> <p>新增施設に係る設計及び工事に関する業務について、新增施設の建設計画に関する業務は再処理計画部が実施する。建設計画に基づく設計及び工事について、土木建築に関する業務は技術本部土木建築部が、機電に関する業務はエンジニアリングセンターが責任箇所として実施する。ただし、機電に関する業務のうち放射線管理設備、核物質</p>	<p>ハ. その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育及び訓練並びに有資格者等の選任及び配置については次のとおりである。</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更後における設計及び工事の業務については、再処理事業部及び技術本部の各部署が実施する。</p> <p>新增施設に係る設計及び工事に関する業務について、新增施設の建設計画に関する業務は再処理事業部再処理計画部が実施する。建設計画に基づく設計及び工事について、土木建築に関する業務は技術本部土木建築部が、機電に関する業務は技術本部エンジニアリングセンターが責任箇所として実施する。ただし、機電に関する業務のうち放</p>	<p>所属する事業部・本部の明確化</p> <p>所属する事業部・本部の明確化</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>防護設備及び防災管理設備については、それぞれ再処理事業部の放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部が責任箇所として実施する。</p> <p> 新增施設と既存施設（他事業との共用施設を含む。）との繋ぎ込みに関する既存施設の工事は、各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</p> <p> 既存施設（他事業との共用施設を含む。）の改造及び更新工事に係る設計及び工事に関する業務については、再処理事業部の各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</p> <p> これらの業務に係る再処理事業部及び技術本部の各部署の間における連携については、責任箇所が主体となって、確実に業務を遂行するため各部署との業務及び責任の範囲を明確化した上で実施する。</p> <p> なお、他事業との共用施設に係る設計及び工事に関する業務の実施主体、責任範囲は、それぞれの事業の担当部署の間で明確にし実施する。</p> <p> 本変更後における運転及び保守の業務については、再処理事業部の各部署が実施する。</p> <p> 試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等の業務は、再処理事業部の運転部、共用施設部、前処理施設部、放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部がそれぞれ実施する。</p> <p> 機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守の業務は、再処理事業部の土木建築保全部、計装保全部、電気保</p>	<p>放射線管理設備、核物質防護設備及び防災管理設備については、それぞれ再処理事業部の放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部が責任箇所として実施する。</p> <p> 新增施設と既存施設（他事業との共用施設を含む。）との繋ぎ込みに関する既存施設の工事は、各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</p> <p> 既存施設（他事業との共用施設を含む。）の改造及び更新工事に係る設計及び工事に関する業務については、再処理事業部の各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</p> <p> これらの業務に係る再処理事業部及び技術本部の各部署の間における連携については、責任箇所が主体となって、確実に業務を遂行するため各部署との業務及び責任の範囲を明確化した上で実施する。</p> <p> なお、他事業との共用施設に係る設計及び工事に関する業務の実施主体、責任範囲は、それぞれの事業の担当部署の間で明確にし実施する。</p> <p> 本変更後における運転及び保守の業務については、再処理事業部の各部署が実施する。</p> <p> 試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等の業務は、再処理事業部の運転部、共用施設部、前処理施設部、放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部がそれぞれ実施する。</p> <p> 機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守の業務は、再処理事業部の土木建築保全部、計装保全部、電気保</p>	<p>変更なし</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>全部、機械保全部、共用施設部、前処理施設部、化学処理施設部、ガラス固化施設部、分析部、放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部がそれぞれ実施する。</p> <p>地震、竜巻、火山等の自然現象等による被害（以下「自然災害等」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合に対処するために必要な体制の整備については、保安規定等において具体的に記載する。</p> <p>自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の非常事態に際しては、適確に対処するため、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とした保安規定に基づく非常時対策組織及び事象の進展に応じて「原子力災害対策特別措置法」第7条第1項の法に基づく再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画における原子力防災組織を構築し対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>自然災害等、重大事故等又は大規模損壊が発生した場合は、非常時対策組織又は原子力防災組織の要員にて初動活動を行い、本部長の指示の下、参集した要員が役割分担に応じて対処する。</p> <p>再処理施設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全</p>	<p>全部、機械保全部、共用施設部、前処理施設部、化学処理施設部、ガラス固化施設部、分析部、放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部がそれぞれ実施する。</p> <p>地震、竜巻、火山等の自然現象等による被害（以下「自然災害等」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合に対処するために必要な体制の整備については、保安規定等において具体的に記載する。</p> <p>自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の非常事態に際しては、適確に対処するため、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とした保安規定に基づく非常時対策組織及び事象の進展に応じて「原子力災害対策特別措置法」第7条第1項の法に基づく再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画における原子力防災組織を構築し対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>自然災害等、重大事故等又は大規模損壊が発生した場合は、非常時対策組織又は原子力防災組織の要員にて初動活動を行い、本部長の指示の下、参集した要員が役割分担に応じて対処する。</p> <p>再処理事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的</p>	<p>記載の適正化</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、再処理施設の改造計画、使用計画等について、技術的専門性を有した委員によって、再処理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する再処理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。本会議及び本委員会により保安活動に関する必要な事項について審議するとともに、本会議及び本委員会からの指示事項に対するその実施状況及び処置状況を監理する。社長が行う再処理の事業に関する品質保証を補佐する業務は、安全・品質本部が実施する。品質保証に係る内部監査は、監査室が実施する。また、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。</p> <p>以上のとおり、本変更後における設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築している。</p>	<p>観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、再処理施設の使用計画等について、技術的専門性を有した委員によって、再処理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する再処理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。本会議及び本委員会により保安活動に関する必要な事項について審議するとともに、本会議及び本委員会からの指示事項に対するその実施状況及び処置状況を監理する。社長が行う再処理の事業に関する品質マネジメントシステムに係る業務の補佐は、安全・品質本部が実施する。品質マネジメントシステムに係る内部監査は、監査室が実施する。また、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。</p> <p>以上のとおり、本変更後における設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築している。</p>	<p>【今後の変更】 現時点の保安規定*の第20条（品質・保安会議の議長）を反映（令和4年6月22日付け原規規発第2206229号） ※参考資料1参照</p> <p>申請時点の保安規定*の第21条記載（改造計画の削除）を反映（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行に基づく見直し</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前 (令和2年7月29日許可) (赤字: 変更対象箇所)	変更後 (赤字: 変更対象箇所)	備考 (変更理由等)
<p>第1図 組織図</p>	<p>第1図 組織図</p>	<p>申請時点 (令和3年12月1日現在) の最新の体制へ変更 【今後の変更】 補正時点の体制へ変更</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																								
<p>第1表 再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務の分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>再処理事業部</th> <th>技術本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新增設施設の建設計画</td> <td>再処理計画部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新增設施設に係る設計及び工事</td> <td>放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> <td>土木建築部, エンジニアリングセンター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存施設の改造及び更新工事に係る設計及び工事</td> <td>設計</td> <td>再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 技術部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> </tr> <tr> <td>試験運転を含む運転に関する操作, 巡視, 点検等</td> <td>再処理工場 運転部, 共用施設部, 前処理施設部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械, 電気, 計装設備, 建物及び構築物の保守</td> <td>再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設とは、再処理施設を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう。</p>	業務	再処理事業部	技術本部	新增設施設の建設計画	再処理計画部		新增設施設に係る設計及び工事	放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	土木建築部, エンジニアリングセンター	既存施設の改造及び更新工事に係る設計及び工事	設計	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 技術部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	工事	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	試験運転を含む運転に関する操作, 巡視, 点検等	再処理工場 運転部, 共用施設部, 前処理施設部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部		機械, 電気, 計装設備, 建物及び構築物の保守	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部		<p>第1表 再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務の分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>再処理事業部</th> <th>技術本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新增設施設の建設計画</td> <td>再処理計画部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新增設施設に係る設計及び工事</td> <td>放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> <td>土木建築部, エンジニアリングセンター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存施設の改造及び更新工事に係る設計及び工事</td> <td>設計</td> <td>再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 技術部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> </tr> <tr> <td>試験運転を含む運転に関する操作, 巡視, 点検等</td> <td>再処理工場 運転部, 共用施設部, 前処理施設部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械, 電気, 計装設備, 建物及び構築物の保守</td> <td>再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設とは、再処理施設を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう。</p>	業務	再処理事業部	技術本部	新增設施設の建設計画	再処理計画部		新增設施設に係る設計及び工事	放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	土木建築部, エンジニアリングセンター	既存施設の改造及び更新工事に係る設計及び工事	設計	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 技術部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	工事	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	試験運転を含む運転に関する操作, 巡視, 点検等	再処理工場 運転部, 共用施設部, 前処理施設部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部		機械, 電気, 計装設備, 建物及び構築物の保守	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部		<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異（以下、人数について同様） 【今後の変更】 補正時点の人数へ変更</p>
業務	再処理事業部	技術本部																																								
新增設施設の建設計画	再処理計画部																																									
新增設施設に係る設計及び工事	放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	土木建築部, エンジニアリングセンター																																								
既存施設の改造及び更新工事に係る設計及び工事	設計	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 技術部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																								
	工事	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																								
試験運転を含む運転に関する操作, 巡視, 点検等	再処理工場 運転部, 共用施設部, 前処理施設部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																									
機械, 電気, 計装設備, 建物及び構築物の保守	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																									
業務	再処理事業部	技術本部																																								
新增設施設の建設計画	再処理計画部																																									
新增設施設に係る設計及び工事	放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部	土木建築部, エンジニアリングセンター																																								
既存施設の改造及び更新工事に係る設計及び工事	設計	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 技術部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																								
	工事	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																								
試験運転を含む運転に関する操作, 巡視, 点検等	再処理工場 運転部, 共用施設部, 前処理施設部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																									
機械, 電気, 計装設備, 建物及び構築物の保守	再処理工場 土木建築保全部, 計装保全部, 電気保全部, 機械保全部, 共用施設部, 前処理施設部, 化学処理施設部, ガラス固化施設部, 分析部 放射線管理部, 核物質管理部, 防災管理部																																									
<p>2. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数</p> <p>令和2年3月1日現在、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者を1,744人確保している。これらの再処理の事業に係る技術者の専攻の内訳は、電気、機械、金属、原子力、化学等であり、事業の遂行に必要な分野を網羅している。</p> <p>技術者の専攻別内訳を第2表に示す。</p>	<p>2. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数</p> <p>令和3年12月1日現在、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者を1,915人確保している。これらの再処理の事業に係る技術者の専攻の内訳は、電気、機械、金属、原子力、化学等であり、事業の遂行に必要な分野を網羅している。</p> <p>技術者の専攻別内訳を第2表に示す。</p>																																									

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前 (令和2年7月29日許可) (赤字: 変更対象箇所)	変更後 (赤字: 変更対象箇所)	備考 (変更理由等)																																																																												
<p>第2表 技術者の専攻別内訳 (単位: 人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>原子力</th> <th>化学</th> <th>物理</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数</td> <td>399</td> <td>340</td> <td>12</td> <td>106</td> <td>144</td> <td>64</td> <td>33</td> <td>50</td> <td>596</td> <td>1,744</td> </tr> </tbody> </table>	専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計	技術者数	399	340	12	106	144	64	33	50	596	1,744	<p>第2表 技術者の専攻別内訳 (単位: 人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>原子力</th> <th>化学</th> <th>物理</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数</td> <td>437</td> <td>367</td> <td>15</td> <td>97</td> <td>168</td> <td>64</td> <td>31</td> <td>59</td> <td>677</td> <td>1,915</td> </tr> </tbody> </table>	専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計	技術者数	437	367	15	97	168	64	31	59	677	1,915	<p>申請時点 (令和3年12月1日現在) の差異 (以下、人数について同様) 【今後の変更】 補正時点の人数へ変更</p>																																
専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計																																																																				
技術者数	399	340	12	106	144	64	33	50	596	1,744																																																																				
専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計																																																																				
技術者数	437	367	15	97	168	64	31	59	677	1,915																																																																				
<p>(2) 在籍技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p>令和2年3月1日現在における在籍特別管理職(課長以上)及びそれ以外の在籍技術者の原子力関係業務従事年数は、第3表のとおりである。</p> <p>第3表 技術者の原子力関係業務従事年数 (単位: 人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">年数</th> <th rowspan="2">技術者の原子力関係業務平均従事年数</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理職</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>172</td> <td>209</td> <td>26年</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>108</td> <td>335</td> <td>256</td> <td>360</td> <td>476</td> <td>1,535</td> <td>14年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116</td> <td>344</td> <td>257</td> <td>379</td> <td>648</td> <td>1,744</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計	特別管理職	8	9	1	19	172	209	26年	技術者	108	335	256	360	476	1,535	14年	合計	116	344	257	379	648	1,744	15年	<p>(2) 在籍技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p>令和3年12月1日現在における在籍特別管理職(課長以上)及びそれ以外の在籍技術者の原子力関係業務従事年数は、第3表のとおりである。</p> <p>第3表 技術者の原子力関係業務従事年数 (単位: 人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">年数</th> <th rowspan="2">技術者の原子力関係業務平均従事年数</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理職</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>18</td> <td>200</td> <td>245</td> <td>26年</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>141</td> <td>361</td> <td>269</td> <td>384</td> <td>515</td> <td>1,870</td> <td>14年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>151</td> <td>374</td> <td>273</td> <td>402</td> <td>715</td> <td>1,915</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計	特別管理職	10	13	4	18	200	245	26年	技術者	141	361	269	384	515	1,870	14年	合計	151	374	273	402	715	1,915	15年	
区分		年数							技術者の原子力関係業務平均従事年数																																																																					
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計																																																																								
特別管理職	8	9	1	19	172	209	26年																																																																							
技術者	108	335	256	360	476	1,535	14年																																																																							
合計	116	344	257	379	648	1,744	15年																																																																							
区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数																																																																							
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計																																																																								
特別管理職	10	13	4	18	200	245	26年																																																																							
技術者	141	361	269	384	515	1,870	14年																																																																							
合計	151	374	273	402	715	1,915	15年																																																																							
<p>(3) 有資格者数</p> <p>令和2年3月1日現在における国家資格取得者数は、第4表のとおりである。</p>	<p>(3) 有資格者数</p> <p>令和3年12月1日現在における国家資格取得者数は、第4表のとおりである。</p>																																																																													

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）												
<p style="text-align: center;">第4表 技術者の国家資格取得者数 (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>国家資格名称</th> <th>取得者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td style="color: red;">36</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊への対応について検討した結果、大型自動車運転免許等の資格を必要とする重機等の操作が必要であるため、必要な資格を抽出し、その有資格者を確保している。令和2年3月1日現在の再処理施設における自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応に必要な大型自動車等を運転する資格を有する技術者を延べ2,416人確保している。</p> <p>(4) 配置</p> <p>業務の各工程に応じて上記の技術者及び有資格者を必要な人数配置する。技術者については、今後想定する工事等の状況も勘案した上で、採用、教育及び訓練を行うことにより継続的に確保するとともに、有資格者についても、各種資格取得を奨励することにより必要な数の資格取得者を確保していく。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応に必要な技術者</p>	国家資格名称	取得者数	核燃料取扱主任者	36	第1種放射線取扱主任者	109	<p style="text-align: center;">第4表 技術者の国家資格取得者数 (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>国家資格名称</th> <th>取得者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td style="color: red;">35</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊への対応について検討した結果、大型自動車運転免許等の資格を必要とする重機等の操作が必要であるため、必要な資格を抽出し、その有資格者を確保している。令和3年12月1日現在の再処理施設における自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応に必要な大型自動車等を運転する資格を有する技術者を延べ2,383人確保している。</p> <p>(4) 配置</p> <p>業務の各工程に応じて上記の技術者及び有資格者を必要な人数配置する。技術者については、今後想定する工事等の状況も勘案した上で、採用、教育及び訓練を行うことにより継続的に確保するとともに、有資格者についても、各種資格取得を奨励することにより必要な数の資格取得者を確保していく。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事並びに運転及び保守、自然</p>	国家資格名称	取得者数	核燃料取扱主任者	35	第1種放射線取扱主任者	109	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異（以下、人数について同様） 【今後の変更】 補正時点の人数へ変更</p>
国家資格名称	取得者数													
核燃料取扱主任者	36													
第1種放射線取扱主任者	109													
国家資格名称	取得者数													
核燃料取扱主任者	35													
第1種放射線取扱主任者	109													

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>及び有資格者を確保している。</p> <p>3. 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>当社は、平成4年に再処理事業の指定を受け、これまでに再処理施設の設計及び工事を行ってきた経験を有している。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設については、平成11年からの運転及び保守の経験を有しており、上記以外の再処理施設については、平成16年から平成18年に実施したウラン試験及び平成18年から実施しているアクティブ試験における再処理施設の運転及び保守の経験を有している。さらに、再処理施設の運転経験については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している。</p> <p>なお、令和2年3月1日現在における在籍技術者のうち、国内外の主な機関への研修及び社内研修で原子力技術を習得した者は、第5表に示すとおりである。</p>	<p>及び有資格者を確保している。</p> <p>3. 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>当社は、平成4年に再処理事業の指定を受け、これまでに再処理施設の設計及び工事を行ってきた経験を有している。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設については、平成11年からの運転及び保守の経験を有しており、上記以外の再処理施設については、平成16年から平成18年に実施したウラン試験及び平成18年から実施しているアクティブ試験における再処理施設の運転及び保守の経験を有している。さらに、再処理施設の運転経験については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している。</p> <p>なお、令和3年12月1日現在における在籍技術者のうち、国内外の主な機関への研修及び社内研修で原子力技術を習得した者は、第5表に示すとおりである。</p>	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異 【今後の変更】 補正時点へ変更</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																										
<p style="text-align: center;">第5表 機関別研修者数 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">研修機関</th> <th style="width: 20%;">研修者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国 内</td> <td>日本原子力研究開発機構の再処理技術開発センター他研修</td> <td style="text-align: right;">473</td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構原子力研修センター一般課程</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構原子力研修センターの各種研修講座・課程</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>日本原子力発電株式会社東海研修所</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">502</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">海 外</td> <td>フランス再処理施設研修</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td>イギリス再処理施設研修</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">76</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社 内</td> <td>再処理部門研修</td> <td style="text-align: right;">1,695</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,695</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である電源車、冷却コイル等に通水するためのポンプ、水素掃気のための圧縮空気を供給するエンジン付空気圧縮機等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有している。</p> <p>さらに、当社は、国内外の関連施設との情報交換、トラブル対応に関する情報収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていく。</p> <p>新規制基準施行を踏まえ、自然災害等対策、重大事故等対策及び大規模損壊対策について検討し、基本設計等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順に</p>		研修機関	研修者数	国 内	日本原子力研究開発機構の再処理技術開発センター他研修	473	日本原子力研究開発機構原子力研修センター一般課程	4	日本原子力研究開発機構原子力研修センターの各種研修講座・課程	15	量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	6	日本原子力発電株式会社東海研修所	4		合 計	502	海 外	フランス再処理施設研修	70	イギリス再処理施設研修	6	合 計	76	社 内	再処理部門研修	1,695	合 計	1,695	<p style="text-align: center;">第5表 機関別研修者数 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">研修機関</th> <th style="width: 20%;">研修者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国 内</td> <td>日本原子力研究開発機構の再処理技術開発センター他研修</td> <td style="text-align: right;">474</td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構原子力研修センター一般課程</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構原子力研修センターの各種研修講座・課程</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>日本原子力発電株式会社東海研修所</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">506</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">海 外</td> <td>フランス再処理施設研修</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>イギリス再処理施設研修</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">72</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社 内</td> <td>再処理部門研修</td> <td style="text-align: right;">1,795</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,795</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故を踏まえた経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である電源車、冷却コイル等に通水するためのポンプ、水素掃気のための圧縮空気を供給するエンジン付空気圧縮機等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有している。</p> <p>さらに、当社は、国内外の関連施設との情報交換、トラブル対応に関する情報収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていく。</p> <p>新規制基準施行を踏まえ、自然災害等対策、重大事故等対策及び大規模損壊対策について検討し、基本設計等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順に</p>		研修機関	研修者数	国 内	日本原子力研究開発機構の再処理技術開発センター他研修	474	日本原子力研究開発機構原子力研修センター一般課程	5	日本原子力研究開発機構原子力研修センターの各種研修講座・課程	14	量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	7	日本原子力発電株式会社東海研修所	6		合 計	506	海 外	フランス再処理施設研修	67	イギリス再処理施設研修	5	合 計	72	社 内	再処理部門研修	1,795	合 計	1,795	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異（以下、人数について同様） 【今後の変更】 補正時点の人数へ変更</p> <p>記載の適正化</p>
	研修機関	研修者数																																																										
国 内	日本原子力研究開発機構の再処理技術開発センター他研修	473																																																										
	日本原子力研究開発機構原子力研修センター一般課程	4																																																										
	日本原子力研究開発機構原子力研修センターの各種研修講座・課程	15																																																										
	量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	6																																																										
	日本原子力発電株式会社東海研修所	4																																																										
	合 計	502																																																										
海 外	フランス再処理施設研修	70																																																										
	イギリス再処理施設研修	6																																																										
	合 計	76																																																										
社 内	再処理部門研修	1,695																																																										
	合 計	1,695																																																										
	研修機関	研修者数																																																										
国 内	日本原子力研究開発機構の再処理技術開発センター他研修	474																																																										
	日本原子力研究開発機構原子力研修センター一般課程	5																																																										
	日本原子力研究開発機構原子力研修センターの各種研修講座・課程	14																																																										
	量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	7																																																										
	日本原子力発電株式会社東海研修所	6																																																										
	合 計	506																																																										
海 外	フランス再処理施設研修	67																																																										
	イギリス再処理施設研修	5																																																										
	合 計	72																																																										
社 内	再処理部門研修	1,795																																																										
	合 計	1,795																																																										

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>についても整備していく。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の経験として、当社で発生したトラブル情報や国内外のトラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を十分に有しており、今後も継続的に技術者を確保するため技術の継承を実施し経験を積み上げていく。</p> <p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4111-2009）」及び「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第28号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立、実施、維持するとともに、有効性を継続的に改善する。また、品質マネジメントシステムを品質保証計画として定めるとともに、品質保証計画書として文書化する。</p> <p>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。</p>	<p>についても整備していく。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の経験として、当社で発生したトラブル情報や国内外のトラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を十分に有しており、今後も継続的に技術者を確保するため技術の継承を実施し経験を積み上げていく。</p> <p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質マネジメントシステムに係る活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び「同規則の解釈」に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、実効性を維持するため、継続的に改善する。また、品質マネジメントシステムを品質マネジメントシステム計画として定めるとともに、品質マニュアルとして文書化する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・品質管理基準規則の施行に伴う規則名の見直し ・品質管理基準規則の施行による見直し（品質管理基準規則第四条（品質マネジメントシステムに係る要求事項）に基づく、実効性の維持について反映） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証計画書」から「品質マニュアル」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>(1) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動の体制</p> <p>品質保証活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長を管理責任者とした品質保証体制を構築する。また、監査室を社長直属の組織とする、特定の取締役による監査室への関与を排除するとともに監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営層の</p>	<p>(1) 設計及び工事並びに運転及び保守における品質マネジメントシステムに係る活動の体制</p> <p>品質マネジメントシステムに係る活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。</p> <p>当社は、文書化された品質マニュアルに基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長を管理責任者とした品質マネジメントシステムに係る体制を構築する。また、監査室を社長直属の組織とする、特定の取締役による監査室への関与を排除するとともに内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するため、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施する。また、品質マネジメントシステムに係る活動の実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本申請では、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請し認可された保安規定施行後の活動を主体とした記載にしているため、「なお書き」は削除した。 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証計画書」から「品質マニュアル」） 保安組織編入に伴う調達室の追加 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証体制」から「品質マネジメントシステムに係る体制」） 申請時点の保安規定[*]の第5条「5.5.1 責任及び権限(3)」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号） ※参考資料2参照 品質管理基準規則の施行による見直し（品質管理基準規則第十八条（マネジメントシレビュー）に基づく、実効性の評価について反映） 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） 品質マニュアルに整合する表現へ見直し

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>立場として品質保証活動の実施状況を観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組が弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示及び命令を行う。</p> <p>監査室長は、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長が実施する業務に関し内部監査を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、社長が行う再処理の事業に関する品質保証に係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。</p> <p>再処理事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括する。技術本部長は、技術本部長が実施する再処理施設の設計及び工事に係</p>	<p>施状況を確認し、経営として、観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質マネジメントシステムに係る活動の取組みが弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示及び命令を行う。</p> <p>監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し内部監査を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>調達室長は、再処理の事業に関する調達に係る業務を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、社長が行う再処理の事業に関する品質マネジメントシステムに係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることを支援する。</p> <p>再処理事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括する。技術本部長は、技術本部が実施する再処理施設の設計及び工事に係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・記載の適正化（「取組」から「取組み」） ・保安組織編入に伴う調達室の追加 ・申請時点の保安規定*の第17条第2項(2)に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号） ※参考資料2参照 ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号） （「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照 ・保安組織編入に伴う調達室の追加 ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証」から「品質マネジメントシステム」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号） （「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照 ・記載の適正化（「技術本部長」から「技術本部」）

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>る業務を統括する。また、再処理事業部長及び技術本部長は、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を再処理事業部長が社長へ報告する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査、試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要度に応じた是正処置を実施する。</p> <p>再処理安全委員会は、再処理施設の保安活動について審議を行う。また、品質・保安会議は、全社的な観点から保安活動及び品質保証活動方針、品質保証活動に係る重要な事項について審議を行う。さらに、安全・品質改革委員会は、各部門の品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察及び評価を行い、要員、組織、予算、購買等の仕</p>	<p>業務を統括する。また、再処理事業部長及び技術本部長は、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を再処理事業部長が社長へ報告する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた社内規定に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムに係る活動の実効性を実証する記録を作成し管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質マネジメントシステムに係る活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査、試験等により調達物品等が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力の安全に及ぼす影響に応じた是正処置を実施する。</p> <p>再処理安全委員会は、再処理施設の保安活動について審議を行う。また、品質・保安会議は、全社的な観点から保安活動及び品質マネジメントシステムに係る活動の重要な事項について審議を行う。さらに、安全・品質改革委員会は、各部門の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察及び評価を行い、要員、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照 ・記載の適正化（「規程類」から「社内規程」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（品質管理基準規則第八条（記録の管理）に基づく、実効性を実証する記録について反映） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「調達製品」から「調達物品等」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「原子力安全に対する重要度」から「原子力の安全に及ぼす影響」） ・品質マニュアルに整合する表現へ見直し ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>組みが機能しているか審議する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定する。この品質方針は、安全及び品質の向上のため、技術力の向上、現場第一主義の徹底を図りつつ、協力会社と一体となって、安全文化を醸成し品質保証活動の継続的な改善に取り組むこと、さらに、法令及びルールへの遵守はもとより、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力安全達成に細心の注意を払い、地域の信頼をより強固なものとし、ともに発展していくよう、社員一人ひとりが責任と誇りを持って業務を遂行することを表明している。また、品質方針が組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、社内イントラネットへの掲載、執務室での品質方針ポスター掲示、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、全社品質保証活動の推進部門、実施部門及び監査部門の要員に周知している。</p> <p>各業務を主管する組織においては、各業務を主管する組織の長によるレビューを実施し、各業務を主管する組織における社内規程の改訂に関する事項、品質目標、管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>再処理事業部長は、実施部門の管理責任者として、品質保証部長の補佐を受けて、実施部門の各組織のマネジメン</p>	<p>組織、予算、購買等の仕組みが機能しているか審議する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定する。この品質方針は、安全及び品質の向上のため、技術、人及び組織の三要素を踏まえ、安全文化の向上に取り組むとともに、協力会社と一体となって、技術力の向上、現場第一主義の徹底を図ること、さらに、法令及びルールへの遵守はもとより、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力安全達成に細心の注意を払い、地域の信頼をより強固なものとし、ともに発展していくよう、社員一人ひとりが責任と誇りを持って業務を遂行することを表明している。また、品質方針が組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、社内イントラネットへの掲載、執務室での品質方針ポスター掲示、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、監査部門、調達部門、全社の品質マネジメントシステムに係る活動の推進部門及び実施部門の要員に周知している。</p> <p>各業務を主管する組織においては、各業務を主管する組織の長によるレビューを実施し、各業務を主管する組織における社内規程の改訂に関する事項、品質目標、管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質方針に整合する表現へ見直し ・記載の適正化 ・保安組織編入に伴う調達室の追加 ・記載順を前述の説明順序（監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部）に合わせ見直し ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・記載順を前述の説明順序（監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部）に合わせ見直し

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>トレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>また、監査室長は、監査部門の管理責任者として、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長が実施する業務に関し内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、全社品質保証活動の推進部門の管理責任者として、社長が行うマネジメントレビューが円滑に実施されるよう補佐するとともに、オーバーサイト結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>管理責任者のレビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとするほか、品質</p>	<p>監査室長は、監査部門の管理責任者として、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>調達室長は、調達部門の管理責任者として、調達部門のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、全社の品質マネジメントシステムに係る活動の推進部門の管理責任者として、社長が行うマネジメントレビューが円滑に実施されるよう補佐するとともに、オーバーサイト結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>再処理事業部長は、実施部門の管理責任者として、品質保証部長の補佐を受けて、実施部門の各組織のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>管理責任者のレビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとするほか、品質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安組織編入に伴う調達室の追加 ・申請時点の保安規定*の第17条第2項(2)に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号） ※参考資料2参照 ・保安組織編入に伴う調達室の追加 ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・記載順を前述の説明順序（監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部）に合わせ見直し

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>目標等の業務計画の策定及び改訂，社内規程の制定，改訂等により業務へ反映する。</p> <p>社長は，管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし，マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は，社長からのマネジメントレビューのアウトプットを，各業務を主管する組織の長に通知し，各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して，各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は，マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を評価確認し，次年度の品質目標に反映し，活動する。また，管理責任者はそれらの状況を確認する。</p> <p>品質・保安会議では，品質保証活動方針，品質保証活動状況及び品質保証活動に係る重要な事項について審議する。</p> <p>なお，再処理施設の保安活動に関しては，保安規定第21条に基づく再処理安全委員会を開催し，その内容を審議し，審議結果は業務へ反映する。</p>	<p>目標等の業務計画の策定及び改訂，社内規程の制定，改訂等により業務へ反映する。</p> <p>社長は，管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし，マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は，社長からのマネジメントレビューのアウトプットを，各業務を主管する組織の長に通知し，各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して，各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は，マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を評価確認し，次年度の品質目標に反映し，活動する。また，管理責任者はそれらの状況を確認する。</p> <p>品質・保安会議では，品質マネジメントシステムに係る重要な事項について審議する。</p> <p>なお，再処理施設の保安活動に関しては，保安規定第21条に基づく再処理安全委員会を開催し，その内容を審議し，審議結果は業務へ反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理基準規則の施行による見直し（「有効性」から「実効性」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・品質マニュアルに整合する表現へ見直し

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(2) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質保証計画書にしたがい、再処理施設の安全機能の重要度を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードにしたがい調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査、試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質保証計画書にしたがい、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において</p>	<p>(2) 設計及び工事並びに運転及び保守における品質マネジメントシステムに係る活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルにしたがい、再処理施設の安全機能の重要度を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価確認し、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質マネジメントシステムに係る活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、重要度等に応じた品質管理グレードにしたがい調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達物品等要求事項を追加する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満足していることを、検査、試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルにしたがい、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価確認し、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力の安全に及ぼす影響に応じた是正処置を実施する。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証計画書」から「品質マニュアル」） 申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照 (1)項に示す体制の記載に整合する表現へ見直し 品質管理基準規則の施行による見直し（「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」、「調達製品等」から「調達物品等」） 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証計画書」から「品質マニュアル」） 申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照 品質管理基準規則の施行による見直し（「原子力安全に対する重要度」から「原子力の安全に及ぼす影響」）

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>も不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を再処理事業部不適合等管理要領にしたがって確認する。</p> <p>以上のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的に変更実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に変更評価する。</p> <p>b. 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</p>	<p>も不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。</p> <p>以上のとおり、品質マネジメントシステムに係る活動に必要な文書を定め、品質マネジメントシステムに係る活動に関する計画、実施、評価確認、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的に変更実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に変更評価する。</p> <p>b. 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（記載程度の統一） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」に整合する表現へ見直し（令和3年5月21日付け原規規発第2105219号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>c. 原子力関係機関（一般社団法人原子力安全推進協会，日本原子力発電株式会社）等において，原子力安全，技術，技能の維持及び向上を目的とした社外研修，講習会等に参加させ関連知識を習得させる。</p> <p>(2) 上記(1)によって培われる技術的能力に加え，建設工事の進捗状況に合わせて建設工事に直接従事させることで設備等に対する知識の向上を図るとともに，フランスのOrano Cycle社再処理施設における，運転，保守及び放射線管理の訓練の実施，継続した技術情報収集を行う。</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>a. 技術者は，原則として入社後一定期間，配属された部門に係る基礎的な教育及び訓練を受ける。再処理施設の仕組み，放射線管理等の基礎教育及び訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育及び訓練を受け，原子燃料の再処理に関する基礎知識を習得する。</p> <p>b. 再処理事業所では，原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため，保安規定等に基づき，対象者，教育内容，教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し，それにしたがって教育を実施する。</p> <p>c. 本変更後における業務に従事する自然災害等，重大事故等及び大規模損壊に対応する技術者，事務系社員及び協力会社社員に対しては，各役割に応じた自然災</p>	<p>c. 原子力関係機関（一般社団法人原子力安全推進協会，日本原子力発電株式会社）等において，原子力安全，技術，技能の維持及び向上を目的とした社外研修，講習会等に参加させ関連知識を習得させる。</p> <p>(2) 上記(1)によって培われる技術的能力に加え，建設工事の進捗状況に合わせて建設工事に直接従事させることで設備等に対する知識の向上を図るとともに，フランスのOrano Recyclage社再処理施設における，運転，保守及び放射線管理の訓練の実施，継続した技術情報収集を行う。</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>a. 技術者は，原則として入社後一定期間，配属された部門に係る基礎的な教育及び訓練を受ける。再処理施設の仕組み，放射線管理等の基礎教育及び訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育及び訓練を受け，原子燃料の再処理に関する基礎知識を習得する。</p> <p>b. 再処理事業所では，原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため，保安規定等に基づき，対象者，教育内容，教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し，それにしたがって教育を実施する。</p> <p>c. 本変更後における業務に従事する自然災害等，重大事故等及び大規模損壊に対応する技術者，事務系社員及び協力会社社員に対しては，各役割に応じた自然災</p>	<p>仏国事業者の社名変更を反映</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>害等発生時，重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため，計画的，かつ，継続的に必要な教育及び訓練を実施する。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降，再処理施設では重大事故等対処設備等を設置及び配備し，災害対策要員の体制整備を進めている。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し，適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより，災害対策要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>以上のとおり，本変更後における技術者に対する教育及び訓練を実施し，その専門知識，技術及び技能を維持及び向上させる取り組みを行っている。</p> <p>6. 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し，「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（昭和46年3月27日 総理府令第10号）に基づき，保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は，核燃料取扱主任者免状を有する者であって，核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから，社長が選任する。</p> <p>核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合，その職</p>	<p>害等発生時，重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため，計画的，かつ，継続的に必要な教育及び訓練を実施する。</p> <p>d. 東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故以降，再処理施設では重大事故等対処設備等を設置及び配備し，災害対策要員の体制整備を進めている。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し，適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより，災害対策要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>以上のとおり，本変更後における技術者に対する教育及び訓練を実施し，その専門知識，技術及び技能を維持及び向上させる取り組みを行っている。</p> <p>6. 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し，「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（昭和46年3月27日 総理府令第10号）に基づき，保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は，核燃料取扱主任者免状を有する者であって，核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから，社長が選任する。</p> <p>核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合，その職</p>	<p>記載の適正化</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類三 技術的能力 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>務が遂行できるよう，代行者を核燃料取扱主任者の選任要件を満たす技術者の中から選任し，職務遂行に万全を期している。</p> <p>核燃料取扱主任者は，再処理施設の保安の監督を誠実，かつ，最優先に行うこととし，核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等，その職務が適切に遂行できるよう設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等，職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>以上のとおり，再処理施設の保安の業務に際して必要となる有資格者等については，その職務が適切に遂行できる者の中から選任し，配置している。</p>	<p>務が遂行できるよう，代行者を核燃料取扱主任者の選任要件を満たす技術者の中から選任し，職務遂行に万全を期している。</p> <p>核燃料取扱主任者は，再処理施設の保安の監督を誠実，かつ，最優先に行うこととし，核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等，その職務が適切に遂行できるよう設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等，職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>以上のとおり，再処理施設の保安の業務に際して必要となる有資格者等については，その職務が適切に遂行できる者の中から選任し，配置している。</p>	<p>変更なし</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>1. 概要 本説明書は、変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、再処理施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針 本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認にお</p>	<p>1. 概要 本説明書は、変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、再処理施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針 本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認にお</p>	<p>変更なし</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>ける調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「再処理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第9号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、再処理事業変更許可申請書本文における九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文九号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文九号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、第3.1-1図に示す組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。</p> <p>第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p>	<p>ける調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「再処理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第9号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、再処理事業変更許可申請書本文における九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文九号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文九号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）</p> <p>設計及び調達は、第3.1-1図に示す組織に係る体制で実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日以前に実施した調達業務は第3.1-2図に示す組織に係る体制で実施した。</p> <p>また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。</p> <p>第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p>	<p>【今後の変更】</p> <p>「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」については記載を追加する。 (4.7項を参照)</p> <p>・本申請における調達業務は令和2年3月31日以前に実施した活動であるため申請時の体制図である第3.1-1図とは別に当該調達業務を実施した当時の体制図を第3.1-2図として示す。 [実施した調達業務について] 設計に用いる情報（設計要求事項）を確定するための検討として下記の委託業務を実施している。 ①震源を特定せず策定する地震動に係る模擬地震波作成業務</p> <p>3.4.1 供給者の技術的評価：平成30年5月 3.4.2 供給者の選定：平成31年3月 3.4.3 調達管理：平成31年3月～令和2年3</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第3.1-1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.2 本申請における設計の各段階とその審査 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文九号「G. c. 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文九号との関係を第3.2-1表に示す。 設計を主管する箇所の長は、第3.2-1表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、第3.1-1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」, 「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。 以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p>	<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第3.1-1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.2 本申請における設計の各段階とその審査 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文九号「G. c. 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文九号との関係を第3.2-1表に示す。 設計を主管する箇所の長は、第3.2-1表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。 また、設計の各段階におけるレビューについては、第3.1-1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計に用いる情報の明確化」, 「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。 以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3.3.1 設計に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計に用いる情報を明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p>	<p>月 ②震源を特定せず策定する地震動の追加に係る基礎地盤の耐震影響評価業務 3.4.1 供給者の技術的評価：平成31年4月 3.4.2 供給者の選定：令和元年11月, 12月 3.4.3 調達管理：令和元年11月～令和3年12月</p> <p>・記載の適正化 （「なお、」から「また、」適切な接続詞への修正）</p> <p>・記載の適正化 （「設計開発」から「設計」添付書類九内における記載表現の統一（以下、同じ変更箇所は（「添付書類九内に～）を記載しない））</p> <p>・記載の適正化（「設計開発」から「設計」）</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(1) 申請書作成のための設計 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した現設計者以外の者に実施させる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成 事業指定に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認 事業指定に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、再処理安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。 また、事業指定に係る官庁申請を主管する箇所の長は、再処理安全委員会及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.3 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(1) 申請書作成のための設計 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。ただし、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成 事業指定に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認 事業指定に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、再処理安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。 また、事業指定に係る官庁申請を主管する箇所の長は、再処理安全委員会及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.3 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>・記載の適正化（「設計開発」から「設計」）</p> <p>・品質管理基準規則の施行による見直し（「なお、この検証は当該業務を直接～」から「ただし、当該設計を行った～」）</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、事業変更許可本文九号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>3.4 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.3 調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。 (1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p>	<p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における基本設計に係る調達製品の検証については、事業変更許可本文九号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>3.4 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.4.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.3 調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。 (1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本申請において、調達業務を令和2年3月31日以前に実施しているため、その旨の特例を記載しているが、申請書作成に係る社内手続きは令和2年4月1日以降に実施しているため既許可の記載に対し削除する。 品質管理基準規則の施行による見直し（「調達製品」から「調達物品等」） 記載の適正化（主語の明確化） 品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） 調達実績が有ることからその旨を記載する。 品質管理基準規則の施行による見直し（「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」）

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(2) 調達した役務の検証 調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、事業変更許可本文九号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第3.1-1図に示す組織に係る体制で実施する。 なお、「4.5 使用前事業者検査の方法」における「工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制」については、今後、新たに検査部門を設置する。 また、「4.6 設工認における調達管理の方法」における「調達を主管する箇所」については、今後、新たに調達先を</p>	<p>(2) 調達した役務の検証 調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、事業変更許可本文九号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む） その後の工事等の活動は、第3.1-1図に示す組織に係る体制で実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理基準規則の施行による見直し（「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」） ・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」） ・本申請における設計活動の範囲において、不適合は発生していないことから不適合管理の実績に関する記載を削除する。 ・新たな検査部門として事業者検査課、調達を一元的に管理する部門として調達室の保安組織化により、第3.1-1図に反映したことから記載を削除する。

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>一元的に管理する部門を設置する。</p> <p>4.2 その後の設計，工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは，再処理施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，その後における設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，記録を管理する。 なお，設計の各段階におけるレビューについては，設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は，設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は，各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する箇所の長は，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために，技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備に対</p>	<p>4.2 その後の設計，工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは，再処理施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，その後における設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，記録を管理する。 なお，設計の各段階におけるレビューについては，設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は，設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は，各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する箇所の長は，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために，技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備に対</p>	<p>変更なし</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成 設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認 設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を再処理安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3） 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項</p>	<p>し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成 設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認 設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を再処理安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3） 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項</p>	<p>変更なし</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管</p>	<p>に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達又は契約を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下</p>	<p>・記載の適正化 （「調達」から「調達又は契約」4.6.1項の主</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。 （「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）</p> <p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>	<p>に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行うとともに、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。 また、契約を主管する箇所の長は、「4.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。</p> <p>4.6.3 調達物品等の調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。 （「4.6.3(2) 調達物品等の管理」参照）</p> <p>(2) 調達物品等の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達物品等が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達物品等の検証 調達を主管する箇所の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品等の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>	<p>語が契約を主管する箇所の長へ変更となったことを受けて本項の主語も変更する)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達室の保安組織化により、供給者の技術的評価は契約を主管する箇所（調達室）が実施することによる変更 品質管理基準規則の施行による見直し（「調達製品」から「調達物品等」） 調達室の保安組織化により、契約を主管する箇所（調達室）の長と調達を主管する箇所の長との業務を明確にするため記載を変更する。 品質管理基準規則の施行による見直し（「調達製品」から「調達物品等」、「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」、「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」）

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>4.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理 その後の設計，工事等における文書及び記録については，事業変更許可本文九号に示す文書，それらに基づき作成される品質記録であり，これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計，工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備について，技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し，適合性確認対象設備の使用開始後においては，施設管理に係る業務プロセスに基づき再処理施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより，適合性を維持する。</p>	<p>4.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は，供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理 その後の設計，工事等における文書及び記録については，事業変更許可本文九号に示す文書，それらに基づき作成される品質記録であり，これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計，工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備について，技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し，適合性確認対象設備の使用開始後においては，施設管理に係る業務プロセスに基づき再処理施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより，適合性を維持する。</p>	<p>・品質管理基準規則の施行による見直し（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>【今後の変更】 「4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理」については設工認の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」と項目および記載の整合のため、識別及びトレーサビリティに関する記載を追加する。 [変更内容] 4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理，識別管理及びトレーサビリティ（中略） その後の工事等の活動に係る計測器，機器，弁及び配管等については，適切に識別管理等を実施する。</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）				変更後（赤字：変更対象箇所）				備考（変更理由等）	
第3.1-1表 設計及び調達の実施の体制				第3.1-1表 設計及び調達の実施の体制				<ul style="list-style-type: none"> 本申請における実施体制の適正化 （土木建築部 土木建築技術課，耐震技術課） 	
プロセス		主管箇所		プロセス		主管箇所			
		再処理事業部	技術本部						
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	再処理工場 土木建築保全部，計装保全部，電気保全部，機械保全部，技術部，共用施設部，前処理施設部，ガラス固化施設部，分析部	土木建築部，エンジニアリングセンター	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	技術本部 土木建築部			
3.4	本申請における調達管理の方法	放射線管理部，核物質管理部，防災管理部		3.4	本申請における調達管理の方法				

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前（令和2年7月29日許可）（赤字：変更対象箇所）				変更後（赤字：変更対象箇所）				備考（変更理由等）	
第3.2-1表 本申請における設計の各段階及び調達 （事業変更許可本文九号との関係）				第3.2-1表 本申請における設計の各段階及び調達 （事業変更許可本文九号との関係）				<p>・記載の適正化（「設計開発」から「設計」）</p>	
各段階		事業変更許可 本文九号の対 応項目	概要	各段階		事業変更許可 本文九号の対 応項目	概要		
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	G. c. (a) 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	G. c. (a) 設計開発計画		本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	G. c. (b) 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化	3.3.1	設計に用いる情報の明確化	G. c. (b) 設計開発に用いる情報		本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	3.3.2(1) ※	申請書作成のための設計	G. c. (c) 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計	3.3.2(1) ※	申請書作成のための設計	G. c. (c) 設計開発の結果に係る情報		本申請における申請書作成のための設計
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	G. c. (e) 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	G. c. (e) 設計開発の検証		本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	3.3.3 ※	設計における変更	G. c. (g) 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	3.3.3 ※	設計における変更	G. c. (g) 設計開発の変更の管理		設計対象の追加や変更時の対応
調達	3.4	本申請における調達管理の方法	G. d. 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理	調達	3.4	本申請における調達管理の方法	G. d. 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理
<p>※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>				<p>※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>					

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前 (令和2年7月29日許可) (赤字：変更対象箇所)	変更後 (赤字：変更対象箇所)	備考 (変更理由等)
<p>品質・保安会議</p> <p>社長</p> <p>副社長</p> <p>品質・保安部</p> <p>再処理事業部</p> <p>燃料製造事業部</p> <p>監査役</p> <p>監査役業務部</p> <p>令和2年3月1日現在</p>	<p>品質・保安部</p> <p>社長</p> <p>副社長</p> <p>再処理事業部</p> <p>燃料製造事業部</p> <p>監査役</p> <p>監査役業務部</p> <p>令和3年12月1日現在</p>	<p>・申請時点 (令和3年12月1日現在) の最新の体制へ変更 【今後の変更】 補正時点の体制へ変更</p>
<p>第3.1-1図 適合性確認に関する体制表</p>	<p>第3.1-1図 組織図</p>	<p>・本図の呼び込み元の「3.1 本申請における設計に係る組織 (組織内外の相互関係及び情報伝達含む)」の主旨から「適合性確認に関する体制表」から「組織図」に変更する。</p>

再処理事業変更許可申請書 添付書類九 品質管理 前後対比表

変更前 (令和2年7月29日許可) (赤字: 変更対象箇所)	変更後 (赤字: 変更対象箇所)	備考 (変更理由等)
<p>(なし)</p>	<p>第 3.1-2 図 令和2年3月31日以前の組織図</p>	<p>・本申請における調達業務は令和2年3月31日以前に実施した活動であるため申請時の体制図である第3.1-1図とは別に当該調達業務を実施した当時の体制図を第3.1-2図として示す。</p>

〔 制 定 1998年3月27日
最終改正 2022年6月27日：規程第49号-34
施 行 2022年6月30日 〕

再処理事業所

再処理施設保安規定

(抜粋)

記載誤りのため、目次の別表（別表 44、別表 45、別表 45 の 2、別表 45 の 3）の表題を修正
2022年10月17日 再処理事業部長決裁

本書は当社の公開制限情報を含んでおります。
当社の同意なく本書の全部または一部を第三者に公開、開示されることがないようにお願いします。

日本原燃株式会社

燃料物質等」という。)の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。

- 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。
- 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。

(核燃料取扱主任者の職務等)

第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。

- (1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。
 - (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。
 - (3) 第28条に定める試験操作計画、第29条に定める再処理施設の使用計画、第76条に定める作業実施計画並びに第121条及び第122条に定める保安教育の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (4) 法に基づく報告を確認すること。
 - (5) 再処理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。
 - (6) 前号の申請について、その内容を確認すること。
 - (7) 第125条に示す記録を確認すること。
 - (8) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (9) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (10) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。
 - (11) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容を確認すること
 - (12) 第124条に基づく定期的な評価の内容を確認すること。
 - (13) その他、保安の監督に関して必要なこと。
- 2 社長、事業部長及び技術本部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。
 - 3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

第4節 会議体

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更

- (2) この規定の変更
- (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
- (4) 第17条に基づく再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画
- (5) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
- (6) 第124条に基づく定期的な評価の結果

2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、安全・品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。

3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 会議は、安全・品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。

- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
- (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
- (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。

4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。

5 社長は、前項の報告を尊重する。

（再処理安全委員会の審議事項、構成等）

第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項
- (2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
- (3) この規定の変更
- (4) この規定に基づく以下の計画
 - ① 試験操作計画
 - ② 再処理施設の使用計画
 - ③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画
 - ④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）
 - ⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画
 - ⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画
 - ⑦ 第5条 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画
 - ⑧ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画
 - ⑨ 保安教育の実施計画

〔 制 定 1998年3月27日
最終改正 2021年5月24日：規程第49号-33
施 行 2021年5月31日 〕

再処理事業所

再処理施設保安規定

(抜粋)

本書は当社の公開制限情報を含んでおります。
当社の同意なく本書の全部または一部を第三者に公開、開示されることがないようにお願いします。

日本原燃株式会社

制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)による改正前の法第 50 条第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第 5 条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。

- 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。

第 1 章の 2 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第 5 条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

1 目的

本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。

(1) 再処理施設

法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(1) 第 16 条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）
 - a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）
 - b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
 - c. 資源の利用可能性
 - d. 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
- c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）
 - a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

第2章 保安管理体制

第1節 組織

(保安に関する組織)

第16条 再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

第2節 職務

(職務)

第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

(1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。

(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。

(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。

(8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。

(9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。

(10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。

(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。

(12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警

- (4) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
- (5) 第 124 条に基づく定期的な評価の結果
- 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。
- 6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(再処理安全委員会の審議事項、構成等)

第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項
- (2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
- (3) この規定の変更
- (4) この規定に基づく以下の計画

改造計画は本項目より削除されている

- ① 試験操作計画
- ② 再処理施設の使用計画
- ③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画
- ④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）
- ⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画
- ⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画
- ⑦ 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画
- ⑧ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画
- ⑨ 保安教育の実施計画
- ⑩ 再処理施設の定期的な評価の実施計画

- (5) 第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部

長が定める規定

- (6) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (7) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果
 - (8) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項
 - (9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項
- 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
 - 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
 - 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
 - 5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。
 - 6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。

（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）

- 第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。
- 2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
 - 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
 - 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
 - 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。